



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	法・法制度の理解のための文学的フィクションと法の現実 : F. カフカ『審判』、A. カミュ『異邦人』、H. メルヴィル『ピリー・バッド』を素材に
Author(s)	林田, 清明
Citation	北大法学論集, 64(4), 362[1]-309[54]
Issue Date	2013-11-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/53721
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR64-4_001.pdf



法・法制度の理解のための 文学的フィクションと法の現実

—— F. カフカ『審判』、A. カミュ『異邦人』、
H. メルヴィル『ビリー・バッド』を素材に ——

林 田 清 明

このままではいつも虚しいだけだ。だが、こうして居る方がか
えって安泰なのかもしれぬ

—— W. シェイクスピア「マクベス」第Ⅲ幕第1場

〈目 次〉

はじめに

1. カフカの「絶望の法学」

A. 仮想的世界と現実

B. 法と人間

2. 法と不条理[20]

A. イノセント・マルダー

B. 法と不条理

3. 法と秩序[37]

A. 海のキリスト

B. 法と正義が離れるとき

おわりに

はじめに

法は理性に基づいて定立され、私たちの社会の秩序や安寧の維持という正義の目的を持っているとされる。法が支配している社会は、いわば理性や正義が日々演じられる社会としてイメージすることができる。そのような法とは私たちにどのように振る舞っているのか、また、矛盾や非合理的なものをもたらすことはないのかを検討する。

本稿が取り上げるフランツ・カフカの『審判』、アルベール・カミュの『異邦人』、ハーマン・メルヴィルの『ビリー・バッド』の作品は、法・裁判と人間の関わりをそれぞれの視点から描き出している。むろん、これらは文学上のフィクションであるが、それを越えて現実を浮かび上がらせている。いずれも法によって人間が過酷な運命に晒されていく姿が描かれているのである。

文学作品はいわば法の外にある。それらを検討することは、むしろ法の内部にあっては見えにくい問題点や課題などを分析する上で有益であろうと思われる。すなわち、文芸作品の分析を通じて法の内部では扱いにくい、また扱うことが出来ない問題を外から見ることによって法システムという法の大きな物語の有り様を明らかにすることができるのではないか。

1. カフカの「絶望の法学」

私たちはいわば法によって演じられる「理性と正義の劇場」の中にいる¹。法や制度はほんとうに理性に基づき、正義を実現しているか。また、この必要で正しいとされるものが私たちに不正義や矛盾をもたらすことはないか。

A. 仮想的世界と現実

銀行の支配人ヨーゼフ・K. は、30歳の誕生日の朝、突然訪ずれた2

¹ 林田清明「法・社会規範とその遵守に関する〈法と文学〉による考察：夏目漱石『門』と「理性と正義」の劇場」北大法学63巻4号332頁（2012）。

人から、「お前は逮捕された」と告げられるが、どんな罪を犯したのか知らされない。しかし、逮捕後も、これまで通り勤めに出ていいと言われる。通告を受けて、K. は日曜日に裁判所での審理に向かうが、苦勞してやっとのことで古いアパートの一室を探し当てると、そこが裁判所であった。中には大勢の人間がいて、胸には例外なく役所のバッジが付けられていた。K. は逮捕の不当さや裁判手続のずさんさを訴えた。翌週も同じ場所に出向いたものの、以前に K. を案内した若い女が、今日は審理は行なわれないという。近くに裁判所事務局入口の標識を見つけ、この安アパートの屋根裏に事務局があるらしいと分かった。

叔父のカールが弁護士を紹介してくれるというので、2人で弁護士のもとを訪れた。そこにはちょうど裁判の事務局長を務める人物が同席していたが、K. は弁護士の女中レニとの情事に夢中になる。その後も裁判はなかなか進展しない。K. は弁護士を解任しようとする。そんなとき、顧客の工場主から法廷画家ティトレリを紹介されたので、なにが有利な情報が得られないかと考えて彼を訪ねた。イタリア人を案内するはずだった大聖堂の中に入ると、教誨師が説教壇の上から K. の名を呼び、裁判について次々と質問し、また掟についての挿話を語って聞かせた（「掟の前」）。

31歳の誕生日の前夜、K. はシルクハットにフロックコート姿の2人の処刑人の訪問を受け、町外れの石切場に連れて行かれた。「一度も見たことのない裁判官はいったいどこにいるのだ？」そこで心臓を一突きにされ、処刑人に見守られながら、K. は「犬のようだ！」と言って死んだ。

『審判』（1927）が提示する問題は何であろうか。作者のフランツ・カフカ（1883－1924）はプラハ生まれで、プラハ大学法学部で無味乾燥な講義には馴染めなかったものの、司法修習を経て法律実務家として保険会社やボヘミア王国労働者災害保険局に勤務した法律家であった²。この

² K. ヴァーゲンバッハ・若き日のカフカ189－194頁（中野孝次＝高辻知義訳、1995、筑摩書房）。カフカの法律家としての経験と経歴につき、S. Wolff & K. Rivkin, Legal Education of Franz Kafka, 22 Columbia-VLA Journal of Law & the Arts, 407 (1998); R. Posner, Kafka: The Writer as Lawyer, 110 Colum. L.

ような話は現代ではあり得ないし、作品の舞台となっている社会や刑事裁判手続も違うし、今日の私たちがまじめに受け取る必要はないのではないか。また悲惨だが空想的な物語（ファンタジー）に過ぎないのではないか。より現実的な制度である裁判所や法を検討するために、そもそも空想的世界や寓話のようなイメージによる作品を扱う意義はあるのか。また、法学というすぐれて実践的制度とは関係ないのではないかなどの疑問が出てこよう。

だが、架空的で寓話的な話がむしろ現実の法制度や法についての考え方を端的に浮彫りにすることもあり得る³。また、私たちが「厳然たる」もしくは「確固たる」とか「客観」的な現実や事実と言っているものも、検察官や裁判官はじめ誰かが解釈して再構築したものに過ぎないのである⁴。また、カフカの『審判』が想像力に富んでいて、今日も多くの読者を惹き付けているのも事実であろう⁵。私たちが現在の法や制度を合理的

Rev. 207 (2010). また、カフカの伝記は、マックス・ブロート・フランツ・カフカ（辻ほか訳、1972、みすず書房）。なお、『審判』は1914-15年に執筆。その一部をなす『掟の前』の寓話は生前の1915年に出版されたが、『審判』そのものは死後に編集・公刊された。

³ 架空の話や寓話が多たらす効果や教育的意義につき、J. Bonignore, In Parables: Teaching Through Parables, 12 Leg. Stud. F. 191 (1988). また「虚構が現実から離れて真理（真実）を示す」との指摘は、来栖三郎・法とフィクション161頁（1999、東京大学出版会）。

⁴ ドストエフスキー『カラマゾフの兄弟』もそのような姿を描いている。また、林田清明「法のナラティブと法的推論」長谷川晃編著法のクレオール序説241頁（2012、北海道大学出版会）参照。

⁵ 合衆国連邦最高裁の A. ケネディ判事は『審判』が裁判の現実に近いものを描いているとして法律家に読むことを薦めているという。Carter, A Justice Who Makes Time to Read, and Thinks That All Lawyers Should Too, Chicago Daily Law Bulletin, 26 January, at 2 (1993), cited in D. Litowitz, Franz Kafka's Outsider Jurisprudence, 104 Law & Soc. Inquiry 103, 108 (2002). カフカをめぐる論争として、Robin West, Authority, Autonomy, and Choice: The Role of Consent in the Moral and Political Visions of Franz Kafka and Richard Posner, 99 Harv. L. Rev. 384 (1985); Richard Posner, The Ethical Significance of Free Choice: A Reply to Professor West, 99 Harv. L. Rev. 1432 (1988).

なものとして信じて当然の前提としてきたがゆえに、かえって見えなくなっている事柄や忘却している視点をカフカの仮想的世界は再び思い起こさせるものといえまいか。

ヨーゼフ・K. は支配人の地位にあり、銀行頭取代理とライバル関係にあるとはいえ、成功した銀行員であり、独身で質素な生活をしている⁶。逮捕されるが、自分が犯罪行為を行ったこと自体を思い出せない。自分に対する嫌疑が何であるのかそもそも分からないこと自体、そしてそれを動かしているのが見えない国家権力の制度の一つであることは一市民にとっては恐怖をさらに倍加させるものである。しかし、K. にとっては嫌が上でも裁判に関わっていかざるを得ない日々となる。K. の日常の「生活には介入しないと偽善的にいいながらも、彼の内面に罪悪感を生じさせ、結局その感情に支配されて、彼は、死刑執行人に従順に従ってしまう」⁷。

高度に専門的な職業や学問がそうであるように、部外者の一般の人々は、それらがどうなっているのか分からない。この情報の格差の上になお、適用される法律またどのような手続が裁判が進行してゆくかは、実体法や手続法があらかじめ定められているとはいえ、一般の人々には具体的にどの場合に何が適用あるか、あるいはないかは分からない。種々のテクニックや適用する上での準則（コード）などが隠されて存在するのが普通であるからだ。いわば、法は裁判官の手中にあり、しかもその実体は秘密とされているようなものである。『審判』の中では裁判手続や審理そのもの、さらには裁判官の姿すら明らかにされないまま進行だけはしていく。そして「裁判所の権威を支える暴力の暴露」⁸は、K. が処刑人に心臓を刺されるところにかろうじて明らかに見えるだけである。

裁判所とは権威によって紛争や事件を解決する仕組みである。裁判官はじめ法律実務家は一般に自尊心が高く、またその特権的な地位が保持されることを強く求める。このために、いやが上でも法の神秘性は増

⁶ 主人公のヨーゼフ・K. は自立の人間でないとするのは、R. ロバートソン・カフカ121-122頁（明星聖子訳、2008、岩波書店）など。

⁷ 同、111頁。

⁸ 同、126頁。

す⁹。カフカの『判決』（1913）という短い作品では、父親が息子を断罪して死刑を宣告する。ベッドの上に仁王立ちになった「パジャマ姿の父親が、同時に告発人であり裁判官というイメージ——滑稽というにはあまりにも恐ろしいこのイメージは……インパクトがある」¹⁰。父親すなわち父権＝裁判・判決という精神分析的なイメージとも重なって、つかみ所のない司法の実体が、すさまじい驚愕と恐怖の中で描き出されている。その意味は「表面の現実の下にある真実を、引きずり出すものである」といってよい¹¹。権威のシンボルとしての「父親は一般化され、非人格化されて、告発する裁判所にまで高められている」が、他方、息子は被告人となり、死刑判決を下されるという物語の背景にはエディプス・コンプレックスの葛藤があると指摘される¹²。そうして、これを前提に、法の前に在る私たちも裁判やその制度に対して不安や恐れを抱くことになる。しかも、私たちは、裁判手続をするために膨大な時間と労力とが掛かることも知っている。一旦裁判に巻き込まれれば、人生ともどもいように扱われる結果になりがちであるという恐怖を私たちが抱いても決して不思議ではない。

この意味ではこの作品は、否応なく裁判に巻き込まれる市民の悪夢を描いたものと言えるかも知れない。法律や法文は一般の人にとっては、

⁹ R. A. ポズナー・法と文学第3版上巻227頁（坂本真樹＝神馬幸一訳、2011、木鐸社、原書は2009）。ポズナーは長年合衆国連邦高裁裁判官でもある。また「法律家に対する法のしろうとの態度は、矛盾の混合物、すなわち、尊敬の念と侮蔑の念とが混じりあったものである」と見るのは、J. フランク・法と現代精神37頁（棚瀬孝雄＝棚瀬一代訳、1974、弘文堂）。

¹⁰ ロバートソン、前注6、39頁。このほか『流刑地にて』があり、父ヘルマンとの関係については『父への手紙』カフカ全集IV295頁、とくに313-314頁（江野専次郎＝近藤圭一訳、1959、新潮社）など参照。G. ドゥルーズ＝F. ガタリ・カフカ＝マイナー文学のために87頁以下（宇波彰＝岩田行一訳、1978、法政大学出版社）。

¹¹ 同頁。なお法や掟が社会の隠喩であることや隠された威嚇につき、林田、前注1、参照。

¹² W. ゴーケル・カフカ論集2-3頁（竹田智孝訳、1987、同学社）。なお、カフカの育った家庭環境や父親との関係からこのような面を示唆するのは、ヴァーゲンバッハ、前注2、38-39頁。

専門用語もあり、ちんぷんかんぷんであろう¹³。また、裁判でも自分のことなのに、何が起っているか知らされないし、何がどう進んでいるか分からないという不安や恐怖もある。さらに、それが国のシステムとして機能しているのであるから、自分を超えている何かが動いている予感もする。法律専門家であるプロだけが扱える何かが作用しているように思えるし、そこでは個人的コネがものを言うのではないかという疑心も生じる。これらは法が理性に関わるものでありながら、本当に人間や人生を理解しているかという懷疑を私たちに生じさせるのである。

しかし、法とは全体そういうものだという反論もあろう。たとえば、法に無関心であったり、反抗的である者は法の恩恵それに法的保護の対象にすらなれないのは当たり前ではないか、と¹⁴。しかし、これは法を善や正義であると前提とした場合であり、形式主義的な帰結であるようだ。もっと柔軟に、またきめ細かく法の作用を見ていくべきではなかろうか。私たちの内部には、感情や欲望それに意思をもって社会という外の世界に働きかけている。生きるとは、生活するとは、そういうことである。けれども私たちの内部にあるものやそれを実現しようとする意思と、外部の世界がつねに一致するわけではない。そして必然的に人々との対立や葛藤が生まれるから社会との衝突が生じて調整が必要となる。とくに対立・衝突するときには、私たちは失望や落胆することにもなろうし、希望や欲望が容れられないときや満足されないときは、怒り、不安や不快あるいは恐怖や苦悶に陥り、さらに憂鬱な気分にもなる¹⁵。その中で法や裁判制度の役割は大きい。カフカは、現実の世界がこうした不安や恐怖の世界に他ならず、その中で人がどのように生きて行こうとするかを描いたのである。

『審判』には全体を通して、実体や形が見えず、またとてつもなく大

¹³ わが国でもこの種のことはたえず存する。たとえば田中克彦「法廷に立つ言語」「法が性を裁くとき」同・法廷に立つ言語140頁、194頁以下（2002、岩波現代文庫）。

¹⁴ I. Ward, *Law and Literature: Possibilities and Perspectives* 145 (1995, Cambridge University Press).

¹⁵ 林田、前注1、1299頁以下。

きく感じられる現代の不安が描かれているといえるだろう¹⁶。法や裁判制度は正義や自由を実現してくれるはずなのだが、むしろ得体の知れない社会の仕掛けの一つとして登場する。そして、人間はこれにただひたすら翻弄された挙げ句に、次第に自分を見失っていく。不法なことを何もなしていない主人公ヨーゼフ・K. が死刑判決を受けて抹殺されるプロセスはどこかリアルで、また掴みどころのない現代の社会の中にいる明日の自分であるかも知れないと読者に思わせる。

B. 法と人間

人間が作った理性的で合理的な“しかけ”であるはずの法や裁判がどうして人間と乖離して、私たちの運命は過酷に晒されることになるのか。カフカが法や裁判をどのように捉えていたかは一つのテーマとなり得るが、カフカは想像力ある作家だけに、その作品の意味や示唆は一義的ではない。『審判』は、市民が裁判に不条理に巻き込まれ、結果として法が死を意味するという法や裁判が持つ不正義の側面を描いたものか、あるいは裁判＝父そして被告人＝息子というように精神分析的に見て、そこに権力関係が存在していることの示唆を導き出すべきなのか。ただこのためには、そこに権力・権威が存在していることは分かるとしても、さらに分析的となるには理論などの今後の展開を待たなければならないだろう。さらには、主人公 K. が法を犯したと考えられるようなことは一切していないとすれば、彼の生活の有り様そのものが罪として扱われ、父＝裁判を意味して、そこで裁かれるという寓話もしくは形而上学的テーマが扱われているといえるかもしれない。

(1) 裁判はじめ法的手続は、人々の実情と乖離しているのではないか。『審判』はこの面を明らかにしようとしたともいえる。ヨーゼフ・K. は、屋根裏部屋にある裁判所を探し出し、その正体を探ろうとした。無罪判決は古い伝説の中にしかなく、現実には有罪判決ばかりだと話す法廷画家のティトレリや「門の前」の寓話で教誨師とのやり取りを通じ

¹⁶ R. Weisberg, Poethics: And Other Strategies of Law and Literature 134 (1992, Columbia University Press).

でその手がかりとなるものを得ようとする。しかし、その組織・制度は依然として謎と不思議な闇に包まれている。裁判所の所在を示す表示や看板もない。またそのような施設と思わせる飾りや印もない。読者もこのような「裁判所」から果たして正義を獲得することができるだろうかとやがて気がつくだろう¹⁷。また、そこでの法の解釈は合理性のレベルすら下回っているのではないかと感じさせる。なお、C. ディケンズの『荒涼館』にも延々と続く裁判・審理のために、自分の財産を費消してしまった話を取り上げられている¹⁸。

また『審判』に現れている刑法の考え方は、被告人の犯罪行為よりも犯罪者の人格に対するものであるように思われる。当時のオーストリア刑法の影響があり、そこでは人格に対する評価は被告人の動機が有罪かどうかの重要な決め手となると指摘されている¹⁹。この点が、読者にわが国のそれと異なる感じを抱かせるものでもある。さらに、『審判』に描写される裁判手続は全体主義体制に見られる手続と特徴が類似しているように読者に連想させる。『審判』が書かれた時期は1910年代であるので、その後のヒットラー時代のドイツやスターリン時代の旧ソ連邦のその予兆とも思われるのである。とくに作品の随所に見られる裁判所の秘密主義や官僚主義、また不明確で曖昧な犯罪や何度も逮捕・再訴追される可能性がある一事不再理の原則がないことなどそうである²⁰。

今日においても裁判制度における官僚主義の問題は存在する。この作品では、やっと探し当てた裁判所であるアパートの一室にはたくさんの人がいたが、胸にはみな一様にバッジを付けているというくだりがある。また、笞刑吏がつぎのように言う。「おれは賄賂なんかでだまされないぜ。おれの役目は笞でなぐることだから、なぐるまでだ」²¹。むろん笞刑吏は

¹⁷ ポズナー、前注9、220頁。

¹⁸ C. ディケンズ『荒涼館』世界文学大系29（青木雄三＝小池滋訳、1969、筑摩書房）は衡平法裁判所での事件の物語である。

¹⁹ ロバートソン、前注6、107頁。

²⁰ ポズナー、前注9、231頁。なお旧ソ連時代の裁判を描写した A. ケストラー・真昼の暗黒（中島賢二訳、2009、岩波文庫）がある。

²¹ カフカ『審判』121頁（中野孝次訳、1992、新潮文庫）[以下、カフカ・審判、として引用]。

行政官かもしれないが、また権限や裁量という点でも、裁判官と同列に論じるわけにはいかないが、上からの命令や指示に忠実に従うことが示唆される。

司法における官僚制の問題は広範に及ぶが、官僚とは組織の秩序に身を委ね、そのヒエラルヒー・システムのあらゆる決まりやコードに適うように努力した者ということになる²²。M. ウェーバーは、外側からの指示に依存して、自立的な信念ある人としての決定を下せない「官僚的人間」へ変容することを懸念した²³。そうした彼らが結局のところ依拠するのは、「官僚制自らの勢力関心」²⁴であるが、それは一般に大衆の利害とは反対に作用することが多い。わが国では上ばかり見る裁判官は「ヒラメ裁判官」といわれる²⁵。このような裁判官の中には上からの指示を待ってあるいはその意向に配慮して判断することしかしない者や聞こえはよいが先例に従って判決しただけとする者などが出てこよう。制度や組織が明示にまた黙示に示す選好や考えに従ってしまい、自分の考えや価値を捨てあるいは劣後させてしまうことになる²⁶。そして、ウェーバーの懸念のように、彼らの関心がエリートとしての栄達など野心や世俗的利害が強いことを伺わせる。

わが国の裁判官は建前では良心に従って判決することになっているが（憲法76条Ⅲ項）、官僚主義的裁判官でもこれを表明することはできるので、良心に従った判決というのは一つの擬制にすぎない²⁷。また、わが

²² ロバートソン、前注6、119頁。カフカは『城』（1926）という作品でも計算可能性や予測可能性などで官僚制を風刺している。

²³ ヨーゼフ・K. にも当てはまるとするのは、ロバートソン、同、121-122頁。

²⁴ M. ウェーバー・官僚制45頁（阿閉吉男＝脇圭平訳、1958、角川文庫）。

²⁵ 当時の町田顕最高裁判所長官の言、朝日新聞2004年10月19日朝刊。西川伸一・日本司法の逆説―最高裁事務局の「裁判しない裁判官たち」223、248-249頁など（2005、五月書房）。

²⁶ M. ラムザイヤー＝F. ローゼンブルース・日本の政治の経済学181-182頁（加藤寛監訳、1995、弘文堂）。

²⁷ 良心云々はよく指摘されるが、その評価は困難である。実態につき、安倍晴彦・犬になれなかった裁判官―司法官僚統制に抗して36年（2001）など。ただ、建前としての良心を重視する立場も根強い。

国でも司法官僚と呼ばれる裁判官の中から選ばれたエリート集団の存在はしばしば指摘されており、司法エリートが持つ制度的な弊害や問題点も種々挙げられている²⁸。司法エリートという少数者が権力を持ち、司法制度を支配・運用し、裁判においては自分たちの価値観や考えに基づいてこれを多数者に押しつけることになる²⁹。このような姿勢は一般的な審理において裁判所が多数決を取っている制度の趣旨と反することにもなる。また、このようなエリートという寡占的支配が、その権威主義とともに、法の素人たる市民を遠ざけて近寄りがたい制度にすることも事実であろう。『審判』では「裁判所の実体は、たくさんの精巧なしかけの中に見えなくなっているんですが、万事このしかけしだいなんですからね」³⁰とも描かれる。

司法官僚制は、制度を合理的に運用するために必要であるとの正当化がなされるが、組織や自分の利害が優先し、国民の利益がないがしろにされる危険も十分ある。このために、法や司法・裁判制度そのものにも不正義があるのではないかとの疑念も生じさせる。法や裁判がいわゆる（法的）正義—それが何であるかも不明だが—によって純粹に貫かれているわけではない。社会における法やルールの適用上、現実では、それは政治的あるいは道徳的などの種々の色彩を帯びざるを得ない。現代でも裁判官、検察官や弁護士はじめ法律専門家そして裁判システムそれ自体も「政治的野心や個人的野心によって蝕まれている」³¹という指摘もある。官僚主義と結びついたもう一つの面は、権力や権威の中樞がどこ

²⁸ 新藤宗幸・司法官僚（2009、岩波新書）、木佐茂男ほか・テキストブック現代司法188頁以下（第5版、2009、日本評論社）、西川、前注25、など。

²⁹ エリートによる支配につき、H. アーレント・革命について436頁（志水速雄訳、1995、ちくま文庫）など参照。

³⁰ 同、206頁。

³¹ ポズナー、前注9、60頁。わが国でも司法官僚制や最高裁事務総局などをめぐるこの旨の指摘は枚挙にいとまがない。新藤、前注28、西川、前注25、ラムザイヤー＝ローゼンブルース、前注26、第8・9章、D. フット・裁判と社会—司法の「常識」再考（溜箭将之訳、2006、N T T出版）。なお、わが国の司法制度改革に対して宮沢節生・法過程のリアリティ 235頁以下（1994、信山社）の8項目の提案は傾聴に値しよう。

にあるのか見えにくくなっているという点である。すなわち、「権威とは、権威のパフォーマンスの、そして犠牲者によるそれへの黙従の結果だということである」³²。裁判官は過剰な権力を行使するが、では市民を裁くように、いつどのように自己や主体を構築したといえるのか。

(2) 裁判のベール

人は法の門に入るとき、法学上の約束事や専門的知識に依拠すること、つまり法の世界の掟を受容することを余儀なくされる。そこで何が行われているか。まず、法においては、立法者や裁判官といった法学テキストの作者が意図した意味は、時代が変わっても永久に固定されていると考えられている。そこには「読者の誕生」はなく、後世の読者が入る余地はない。裁判所はオリジナルな意味からの逸脱や誤用や悪用がないかどうかを監視（パトロール）する。裁判所は法的意味の管理者である。また、裁判官は「特別の事情のない限り、云々である」や「……と解するのが相当である」とテキストを公式に宣言すれば、いずれしてもそれが執行される。

一般に似たようなバックグラウンドや教育を持つ者は似たような発想をする傾向にある。それらの者たちが“共謀”したらどうなるか。英米法の権威で学者出身の最高裁判所裁判官となった伊藤正己は、当時の経験をつぎのように述べている。「わが国の裁判所における判例尊重の程度はきわめて高いものであると考えてよいであろう。私には判例法国といわれる英米法系の国々と比較しても、判例の価値がより高く評価されているのではないかと感じられることが多かった。そこには裁判官的思考がつよく働いていると考えられる。（中略）そこには法的安定を最も重視し、判例変更は法的安定を害して法そのものへの信頼を揺るが……〔すことに〕なるという考え方がつよい」³³。

問題はこの「裁判官的思考」の実体である。これは、一つには伊藤自身の指摘のように、判例法国でもないのに必要以上に先行する判例に根

³² ロバートソン、前注6、119頁。

³³ 伊藤正己・学者と裁判官の間49頁（1993、有斐閣）。

拠付けたり、関連づけたりする態度を指している³⁴。これは自らの判決や判断を先例に関連づけて正当化するためのテクニックであろうが、必要以上の先例への固執は、それ自体価値判断ないしは政策判断を意味するのであって、現実の問題の解決には資さないこともあり、裁判所を使用する人たちの利益と合致しない恐れもある。このような態度・思考はリーガリズム（厳格な法尊重主義）の一種といえよう。リーガリズムとは、事件の解決にあたり、伝統的な法学のテキスト——憲法や制定法の諸規定、それに権威ある判例たる先例——に従って解釈して判決する態度を指す。すでに存在している法規範・ルール適用が中心であって、いわゆる価値判断やポリシー判断をなるべく回避しようとする立場をいい、また「法は法である」とする自律的体系と考えると、法は法知識とテクニックの領域であると見る³⁵。

第二に、「裁判官の思考」とは、専門的裁判官に通用する価値観や見方に権威を与えるものであって、同僚ではあるが裁判官出身ではない「裁判官」の意見を婉曲に排除したり、考慮しないために用いられることも示唆されているように思われる。後述するメルヴィルの『ビリー・バッド』でも見られるが、専門家同士がある事柄について同意を得たり、確認するために「目配せ（ウイंक）」することであり、仲間内の一種の暗黙の共謀ともいえる。伊藤・元裁判官は最高裁内部での経験をつぎのように語っている。「練達した裁判官の経歴をもつ同僚裁判官から、判例がないとすれば伊藤の意見に賛成であるが、判例が存在する以上それに従うべきであって伊藤の意見に同調できないと主張されたことが一再ならずあった」³⁶という。かような態度は裁判官をさらに選別して、司

³⁴ フット、前注31、204－209頁。このような態度は英米法系の実務家から見ても笑止なのであろう。

³⁵ 実践的観点からの R. Posner, *How Judges Think* 7-8 (2008, Harvard University Press) を参考にした。わが国の伝統的な法解釈の方法やスタイルにほぼ相当する態度であるといえよう。なお、J. N. シュクラー・リーガリズム—法と道徳・政治（田中成明訳、1981、岩波書店）参照。

³⁶ 伊藤、前注33、50頁。なお最高裁判所判事になった司法エリートたちの経歴から見ると法廷に立つ実務経験はほどほどで、司法事務の経験の方が長い者もいる。木佐ほか、前注28、194-197頁、西川、前注25、46頁以下など。

法プロ中のプロとして自らを権威づけることになるのである。

裁判や司法において、合理的な判断がなされているかについての明らかな疑いは誤判や冤罪事件であろう。裁判官の捜査の実態・実情についての認識不足や捜査官への同僚的庇護意識、捜査結果への無批判的信頼などがその要因であるという指摘もある³⁷。これらにおいては、法において確かさの基準はあるのかという疑念を抱かせるものである。

さらに、裁判官の思考のあり方の一部に触れると、判決や法的判断というのは一種のアート（技術）であるといえよう。末弘厳太郎はこれを嘘の効用と評した。

ここに一つの「法」があるとする。ところが世の中がだんだん変わって、その「法」にあてはまらない新事実が生まれたとする。その際とらるべき最も合理的な手段は、その新事実のために一つの例外を設けることであらねばならぬ。それはきわめて明らかな理屈である。しかし人間は多くの場合その合理的な途をとろうとしない。なんとかしてその新事実を古い「法」の中に押し込めようと努力する。それがため事実をまげること——すなわち「嘘」をつくこと——すらあえて辞さないのである。³⁸

このような嘘つまり擬制・フィクションは「事実上法を変化させているのに、あたかも変化させていないような外観を作ること……は已むを得ない」³⁹、つまり法解釈上の実際的な解決方法と見るだけでは法解釈は改善しない。そこにはいくつかの問題が潜んでいる。第一に、（制定）法や先例を新しい事象や問題に適用するのだから、そこには、時間的に古い規範・ルールを法解釈する者が新しく読んでいるという行為が存在

³⁷ 小田中聰樹・冤罪はこうして作られる206頁以下（1993、講談社現代新書）。わが国でも最近のものとして、司法判断や取調・訴追段階を含めて足利事件（1990）、志布志事件（2003）（梶山天・違法捜査－志布志事件「でっちあげ」の真実（2010、角川学芸出版）参照）、障害者郵便制度悪用事件（2009）などがある。またドストエフスキー『カラマーゾフの兄弟』でも審理において被告人の人物像は歪められてゆく。

³⁸ 末弘厳太郎・嘘の効用19－20頁（1980、日本評論社。初出・「改造」1922年7月号）。

³⁹ 同、22頁。

している。いいかえるなら、これは法学においても読者の優位が存在することの証左でもある。この点を正しく認めずに、擬制としてあるいは実際の嘘として適用していくことは、当該の法現象や法律問題を正しく認識することにならない。このような擬制は法解釈の洗練された手法とはいえないのである。

第二に、このようなテクニックが裁判官の手でいとも簡単になしうるのは、一般の人たちにとっては言葉の操作や手品のような技巧的手法にも思える。「問題は裁判所が多くの瑣事にばかりかまけている点にあるんです。やつらはそうやってかまけているうちに、最後にはしかし、もともとなんにもなかったところから大きな罪を引き出してくるんだ。」と描かれるように、それは裁判所における法的判断という過程に秘密のベールを掛けることにもなる⁴⁰。

第三に、こちらの方が影響も大きいのが、裁判官や法律家の内部では、当該の法律問題を扱う場合に、解釈上一つのコード（準則）を作り出していることである。後にこの種の事件を扱う場合には、先の判例で用いられた嘘・フィクションを考慮せざるを得ないからである。まして、一般の者は、関連する条文や判例のほかに解釈手法である擬制というコードが潜んでいるかには思い至らないだろう。法的な嘘に实际的な解決という方便は認められるが、このような法律家の態度は前述のリーガリズム（厳格な法律尊重主義）の一種である。

このようにして、教義学的な思考や態度、曖昧さを認めずまた経験に開かれておらず、さらに秩序と組織を重んじるなどの権威主義的な特徴が生み出されるのである。また、わが国ははじめ大陸法系の法律家・裁判官の方がよりリーガリストになり易いという。制定法の文言を字義通りに正確に解釈する方が簡単で容易であるし、また裁判所以外での経験がほとんどないからである⁴¹。『審判』では以上の点はいうなればつぎのようになろう。「法の前」の挿入逸話では田舎から来た男は法に救いを求めるのだが、その意味では法に期待をしているようである。だが、結局

⁴⁰ カフカ・審判206頁。フランク、前注9、62-74頁、川島武宜・科学としての法律学256頁（1964、弘文堂）。

⁴¹ Posner, *supra* note 35, at 101 & 198.

のところ、作者カフカの語りはそれを断念しているように思われる。それは、主人公が犬のように処刑されることが最後の抗議を示すことである点に象徴されているといえるのではないか。

(3) 掟の前

法や司法制度は秩序と安全をもたらすといわれ、それは正義に基づいているとされるが、ほんとうにそうなのか⁴²。法システムは不透明であり、人間のための制度となっているのか、さらに理不尽なことをもたらさないか。この点で示唆的な『掟の前』はカフカの生前に出版されたが、のち『審判』の中の一節として含まれている。

『掟の前』にいう門と門番の存在は何を意味しているのか。訪れた大聖堂の教誨師という僧から、『掟の前』という寓話をヨーゼフ・K. は聞かされる。法の前に一人の門番が立っている。田舎から来た一人の男が、法の中に入れてくれと頼むが、今は入ることを許可するわけにはいかないと断られる。入れるのを待つことにするが、覗くと次から次へ幾つもの門があり、それぞれ屈強な門番が居るという。門番を買収しようとして男は貴重なものなどを使い果たしてしまう。長い年月が経ち、男は法の前で死に瀕しているが、まだその目的はかなえられない。この間、自分の他にこの門に入れてくれと求める者はいなかったのかと訊ねる。すると門番は答えた—

門番は、男がすでにいまわのきわの時にあるのを知り、薄れてゆく聴覚にも届くように大声でどなる。

『ほかのだれもここで入る許可を得るわけにはいかなかった。なぜならこの入り口はおまえだけに定められていたからだ。では行って門を閉めるとするか。』⁴³

なぜ田舎から来た男は掟の門の前にいたのか。デリダは言う。「掟は超越的であり、暴力的であると同時に暴力的でない。なぜなら掟とは、掟を前にしている者したがって掟の以前にある者を唯一の拠り所にするからである。つまり掟を前にしている者とは、絶対的な行為遂行性にお

⁴² 前に触れたことがある、林田、前注1、1279頁以下を参照。

⁴³ カフカ・審判303頁。

いて掟を産出し、基礎づけ、権威あらしめる者にほかならないが、この絶対的な行為遂行性が現にそこにあるということを彼自身が把握しようとしても、それはつねに彼の目を逃れ去るのである。掟とは超越的で神学的なものである。つまりそれは、これからやって来るという状態に常にあるものであり、約束されているという状態に常にあるものである。」⁴⁴

確かにそうなのだが、男は何を期待しているのだろうか。「けれどもいまその暗闇の中におそらく彼は、法のいくつもの扉の中から消えることなく射してくる一条の光を認める。」⁴⁵これによれば、男がその生涯をかけて求め、死に行く中でかすかに見たものは、この光明すなわち正義であったかも知れない⁴⁶。ただし、皮肉にも死の直前ではあるが。門前に男が死ぬまでいるのは、この社会における法がまだ正義にかなっており、なお権威を持っていると信じているからである⁴⁷。

門と門番を法や裁判というシステムをめぐる仕掛けを表すものであると考えることができるならば、田舎から来た男と門番をめぐるこの寓話は、人間らしい正義を求める努力も空しく、また馬鹿げた愚かなこととあざ笑うものようである。それは、一般の人が法の門の中に入り、正義を求めることは自分の権利であると感じて、それを得ようとするとき、彼（女）は訳の分からないリーガリズム（形式的な法律尊重主義）のために苦しめられている姿である⁴⁸。つまり、そういうものとして法や裁判制度が存在することが描き出される。

このように『審判』においては、法や裁判は正義を実現するための制度と期待されたが、実はそれとはほど遠く、裁判に巻き込まれた人間と

⁴⁴ J. デリダ・法の力113頁（堅田研一訳、1999、法政大学出版会）。

⁴⁵ カフカ・審判303頁。

⁴⁶ ゾーケル、前注12、37頁。また、林田、前注1、1279頁以下参照。

⁴⁷ 「人が掟に従うのは、それが正義にかなうからではなくて、権威を持つからである。」デリダ、前注44、27頁、「人が掟を信奉すること、これこそが掟の唯一の基礎である。」同、28頁。J. デリダ・カフカ論—『掟の門前』をめぐる（三浦信孝訳、1986、朝日出版社）。

⁴⁸ F. Kermode, Justice and Mercy in Shakespeare, 33 Houston L. Rev. 1155, 1174 (1996).

くに素人はこの世界を理解しにくく、細かで複雑な手続の網の中に投げ込まれた格好である。そしてそれに翻弄され、理不尽に扱われる結果、それがとても正義を実現してくれるものとは考えられない⁴⁹。

『審判』で扱われている法や裁判制度ははじめ社会の仕掛けは人間が作ったものであるはずなのに、個人が立ち向かうのはあまりにも困難になってしまっている。個人の不安はますます大きくなっていく。システムの何かが根本的におかしいのだが、いっこうにその正体が見えず、また掴めぬ。このため、ますます不安になる。法や法制度はそうした不安や恐怖の現実世界や社会を構成している重要な要素である。「『…K. は裁判所に象徴される世界に人間の意味を見出そうとしたが、そこは人間にとって親しみやすく、あるいは分かり易く作られてはおらず、むしろ恣意的で、非人間的で、残酷かつ欺瞞的で、掴まえどころのないものである。この世界は『掟の前』の門番のようである…。』」⁵⁰

そして、カフカが法や裁判をしばしば描いているのは、そこにおける権力や権威が人間にとっていかに過酷に作用しているかを表現するためではなかったろうか⁵¹。カフカは、法や法廷（裁判所）が正義を実現するところであるとか、また、法と道徳を守ることが社会や共同体を繁栄させることになるとか、あるいは、法は個人の自治や尊厳を保障し、また行為の自由を推し進めるものであるという見方をしていない。

この点に関して精神分析的な見方によれば、権威主義的な人格や態度は、エディプス・コンプレックスを経験すること、つまり幼児期に家庭内において形成される。父親や母親の権威や叱責によって幼児期の空想

⁴⁹ 松下竜一・砦に拠る230頁（1982、講談社文庫。初出、筑摩書房・1977）。下笠ダムをめぐる土地収用・ダム建設反対闘争は国対私人の法廷闘争ともいえる観も呈した。反対運動の先頭に立つ室原知幸氏は、裁判所や裁判官は中立である、国家権力に対しても独立不羈であると信じていた。なお、石田哲一「事業認定判決の意義」下笠・松原ダム問題研究会編公共事業と基本的人権―蜂の巣城紛争を中心として―217頁（1972、国地方行政学会）、室原知幸「下笠ダムと私の反対闘争」513頁（初出、『ダム日本』300号（1964））など参照。

⁵⁰ R. Posner, *Law and Literature* 3rd ed., 181 (2009, Harvard University Press).

⁵¹ R. Pistone, *Legal Realities: The Fictional Worlds Kafka Creates Are Vital To Understanding Our Emotions*, 3 *Crit* 72, 80 (2010).

的・魔術的思考や全能観が去勢される。そして、自分の思い通りにならない現実・社会・権威が世界に存在することを実感することによって、社会性（社会規範）を獲得したり超自我（内的な道德規範）の形成が起こるとされる。

権威主義的な人格（パーソナリティー）は、他者を自己に依存させて支配しようとし、自己の外側に存する力や秩序に依存して服従する傾向を持つ。権威が持っている考え方と異なる思想や方法は、これに挑戦するものとして非寛容的な態度をとる。さらに支配者や裁判官などは権威を尊重し、それに服従しようとするが、かつまた自らも権威であろうと欲して、他者を服従させることを願望している。カフカも前述『判決』に見られるように権力のメカニズムとしての掟を家族関係とくに父親との関係との対比において考えるようになった⁵²。

『父への手紙』（1919）に見られるような実父との葛藤もあり、また前述の『判決』のように、カフカが訴訟を父（権）と見て、精神分析でいうエディプス・コンプレックス的に裁判や法を捉えているという見方はよくなされる。親は自分が内在化している規範に基づいて、息子の持ついい加減さやだらしなさなどといった言行や生活態度も含めて裁くことによって、人が持っている多様性を秩序化しようとする。彼が期待する秩序の中に息子が組み込まれることを望むのである。そうすることでこの社会に人として実在しうるのである。とすれば、自分の罪が何であるかを探す過程、そしてその罪が自己を抹殺してゆくプロセスに『審判（Der Prozeß）』が描く裁判の目的があるともいえよう⁵³。

このように、カフカが意図した、法を父性的権力になぞらえるエディプス・コンプレックス的なイメージは、法が男性優位の権力性や社会・世界の真理を抱え持つと同時に、抑圧的な装置であることも示唆してい

⁵² ロバートソン、前注6、102頁。特徴につき、T. W. アドルノ・権威主義的パーソナリティー（田中義久ほか訳、1980、青木書店）など参照。

⁵³ ゴーケル、前注12、4頁。なお実人生において「カフカは生を受けた父親に対して生涯にわたって負い目を感じつづけねばならなかったが、その父性的権力と和解し、その権力によって正当と認められることが彼の永遠の夢であり、彼の個人的な神話でもあった」（同83頁）と見て父親への恭順を示唆している。

る。それはまた、法の理性や自由・平等・正義といった理想的な要素とともにそれ以外のものが法の中に滑り込んでいたり、あるいは潜在しているのではないかと感じさせる。「父」とは誰か、掟（法規範）とは何かなど、法や裁判とは本当は何であるかについて問題を提起している。

社会や法は自律的で自由な主体であることを奨励し、そうあるべきと私に呼びかけてくる。私は法や裁判をはじめそうした社会構造に縛られて、むしろそこに浸透した考え方やコードに無意識に従ってよき市民として行動する。しかし、そこで肝心なのは個人の自由や満足ではなく、社会秩序の維持である。『審判』は法に関するそのような視点を持っている。K. が「犬のようだ!」と叫んで処刑されるのは、殺害されることによって判決や裁判に反駁するものではなかったか。これは裁判や判決の正当性に対する、最後の絶望的な反論であるように思われる。

2. 法と不条理

法が支配する社会では私たちは自由なのだろうか。思ったほどには自由ではないのではないかと感じたとき、個人と現実社会とのズレが生まれ、ここに不条理が生じる。自分に正直に生きていこうと願うとき、法や社会はどのように振る舞うのか。

A. “イノセント・マーダー”⁵⁴

北アフリカのアルジェリア（旧宗主国・フランス）の首都アルジェに暮らす、主人公ムルソーは、母の死を知らせる電報を養老院から受け取った。彼は母の葬儀で涙も流さず、また格別悲しみの感情も見せなかった。喪中の休みの期間中も遊びに出かけて、旧知のマリイという女性とたまたま出会って情事にふけるなど普段と変わらない生活を送っていた。また事務所の主人からせつかくのパリ勤務を勧められても、これを拒んでしまう。

ある晩、友人のレエモンがアラブ人とのトラブルに巻き込まれて負傷

⁵⁴ R. Girard, Camus's *Stranger* Retried, in H. Bloom ed., *Albert Camus* 79, 86 (1989, Chelsea House Pub.) の表現による。

した。ムルソーは夏の灼熱の海岸で、再びこのアラブ人と出遭い、ポケットから匕首を取り出したこの男にレエモンから借りたピストルで第1発を撃った後、しばらく間を置いて4発の銃弾を浴びせ射殺してしまう。ムルソーは逮捕され、裁判にかけられることになった。

予審裁判所での取調べでも、母親の埋葬で「感動を示さなかった」ことなどが取り上げられ「反クリストさん」と予審判事から呼ばれた。通常のフランス市民が持っているはずの感情やカトリック信仰などに無関心なことが、この法律実務家には違和感を覚えさせたのだ。

約1年後、暑い夏に重罪裁判所での裁判が始まるが、ムルソーは深い悲しみの感情を示さず、そして悔恨の情も示さない、無関心でまた残酷・薄情な人間であると証言される。母親の死後の、ムルソーの普段と変わらない行動は人々から無関心・無感情と受け取られたのだ。自分のことなのに自分抜きで審理が進行しているように思えた。彼は裁判自体にも関心を示さず、裁判の最後で殺人の動機を問われ「太陽が眩しかったから」と答えた。

判決ではギロチン刑を宣告されるが、ムルソーはそれにすら関心を示さず、上訴もしなかったため死刑が確定する。司祭が懺悔のために刑務所のムルソーを訪れるが、ムルソーは嘔鳴って司祭を追い出してしまう。ムルソーは、自分が斬首刑にされる時に見物の人々から罵声や憎悪の叫びを浴びせられることを残された最後の望みにする。

作者アルベール・カミュは、アルジェリアのベルクールという町の、ヨーロッパ人の労働者の最も貧困な人びとの中で育った⁵⁵。そこでの多数はアラブ人とバーバル人であった。『異邦人』(1942)においては、レイモンやマリイなどヨーロッパ人の登場人物には名前があるが、そのほかのアラブ人には名前が付けられていない。オブライエンは「「身動きしない身体になお4発撃ち、弾丸が跡を見せずに食い込む」とき、読者はムルソーが一人の人間を殺したということをまったく感じないのであ

⁵⁵ C. C. オブライエン・カミュ 10頁 (富士川義之訳、1971、新潮社)。カミュの評伝として、O. トッド・アルベール・カミュ上・下 (有田英也=稲田晴年訳、2001、毎日新聞社)、西永良成・評伝アルベール・カミュ (1976、白水社) など。

る」と評している⁵⁶。

さらに、フランス人としてのアイデンティティは、外部的には他の人民との差異を設け、また内部的には異邦人を発見・作り出して、それを抑圧・排除することによって自らを特定する面があるという。しかし、『異邦人』は国家の装置としての「法廷がアラブ人とフランス人のあいだで中立を保っているということを暗示することによって、植民地的現実を暗黙のうちに否定し、植民地的虚構（フィクション）を維持している」⁵⁷と指摘されている。

さて11ヶ月ほど続いた予審での取調べもゲームのように見えたし、また本審の公判初日に出廷して傍聴席全体を憤激させているあるものを感じて、ムルソーは初めて自分が罪人だと理解した。予審制度は予審判事が被告人に直接尋問したり、また証拠を収集したり、本訴に付すべきか否かを判断する。わが国でも戦前には存在した。

本訴での語られる場を見てみよう。「電車の腰掛けみたいな座席はみんな裁判長の方へ向いていた」⁵⁸。裁判に関与する人たちの語りは、裁判官に向かって語られるのであるし、また、人々がより重きをもって聞くのは裁判長の言なのである。

裁判は、本質的にナラティヴ（語り）で構成される物語に他ならない⁵⁹。しかも、それは、自分に関する物語をもっぱら他人が語る形式のものである。どのように語られるのか。裁判が始まった当初は、被告人席のムルソーは自分についての他人の話を聞くのは興味深いと思ったが、どこか他人の話を聞くような気がするというずれを感じる。このために、この事件が自分抜きに扱われているし、それに自分が参加せずすべて事が運んでいるようだった。さらには自分の意見も聞かずに自分の運命が決められているような不条理な感じがしたのである。そこで自分の口から語ろうと思ったが、ムルソーは、弁護士から「黙っていな

⁵⁶ オブライエン、同、36頁。

⁵⁷ 同、32頁。

⁵⁸ A. カミュ・異邦人91頁（窪田啓作訳、1954、新潮文庫）[以下、カミュ・異邦人として引用]。

⁵⁹ 林田・ナラティヴと法的推論、前注4。

い。その方があなたの事件のためにいいのです』⁶⁰との忠告を受けた。

ムルソーはなおも自分で自らを語ろうと意欲するが、今度はそのやり方が分からない。また「時どき、私はみんなの言葉をささぎって、こう言ってやりたくなった。『それはともかくとして、一体被告は誰なんです。被告だということは重大なことです。それで私にも若干いいたいことがあります』しかし、よく考えて見ると、いうべきことは何もなかった。』⁶¹。ムルソーがやむなく口を噤まざるをえないと感じたのは、「法廷の場にふさわしい言葉を彼が見いだせないからである」⁶²。また、審理では、ムルソーについての本当のことが語られているのだろうか。恋人のマリイが証人台に立って、検事から証人尋問を受けて型どおりに作られた話をした後で、話したことは本当のことではない、自分が考えていたのとは反対のことを言わせられたとって泣き出した。検事の側が作ろうとする、ムルソーについての物語と事件の実際に起こったこととの間にずれが生じてはいないだろうか。架空の私が捏造されていくような感じであろう。

かりにムルソーが審理の中で時機を得た説明を自らすることができたとしても、裁判長はじめ陪審員や傍聴の人々の心の中にそれを完全に反映させる事ができたかどうかは不透明である。ムルソーは、検事の長い弁論に退屈してしまうが、わずかに興味を惹いたのは、その断片や仕草あるいは全体から切り離された長口舌そのものだけだった。また、再び開廷ベルが鳴って被告人席の扉が開かれたとき、ムルソーへ押し寄せたのは廷内の沈黙だったが、この沈黙すらも被告人には威圧的に見えたのである。最終的には「検事の物語が勝利をおさめることになる」⁶³が、検事の物語は個々のエピソードを再構築して作り上げた論理的なものだが、その物語がいかに欺瞞に満ちたものであるかも読者には十分伝わるだろう。

裁判はこのように事実の再構築である。そこにしばしば付きまとうの

⁶⁰ カミュ・異邦人102頁。

⁶¹ 同。

⁶² 三野博司・カミュ『異邦人』を読む115頁（増補改訂版、2011、彩流社）。

⁶³ 同、123頁。

はつぎの点である。「…不条理とは断絶であり、ずれた。……一方には、実生活の無気力で退屈な日々の流れがあり、他方には、人間の推理と言葉とによる、先の現実の再構成が置かれる。読者ははじめ、純粋な現実と直面し、次いでその現実の、合理的に他の次元に転位されたものを再び見るが、それがそうだと識別し得ない——これが大事な点だ。ここから、不条理の感情が生まれるだろう。……この世界の出来事を、われわれの観念、われわれの言葉では思考できない、という無力感だ。」⁶⁴このために、「人間の手による裁判は、自ら罰しようとする事実を理解もできず、それに到達する事すらできぬほど不条理だという印象につきまといわれる」⁶⁵のである。

なお、不条理な心情を持ち、そして自分に正直であろうとすることが、殺人事件という反社会的な犯罪行為に至ったのである。けれども、不条理に支配されている人間がつねに悪で、反社会的行為をするわけではない⁶⁶。不条理な心情を抱いたからムルソーが「反社会的であるといふことが、必ずしも彼が悪人であることを意味せず、彼が彼なりの善良さと内面の美を持つことは」⁶⁷明らかである。

⁶⁴ J-P. サルトル『『異邦人』解説』サルトル全集11巻シチュアションⅠ評論集83頁（窪田啓作訳、1965、人文書院）〔原文「ずれ」に傍点（ただし省略）〕。「…事実状態としての、源初的な所与としての《アブシュルド》（不条理）とは何か。人間の世界に対する関係以外の何ものでもない。根源的不条理は何よりもまず、一つの《絶縁》としてあらわれる。人間の統一への欲求と、精神と自然の打ち勝ち難い二元性との間の絶縁として——。また永遠を目がける人間の熱情と、その実存の有限性との間の断絶、さらには、人間の本質をなす《不安》と、努力の空しさとの間の断絶として——。死、諸々の存在や諸々の真理のどうにもならぬ複数性、現実なるものの不可解、偶然——これらがアブシュルドの極をなすものだ。」82頁。

⁶⁵ サルトル、同、91-92頁。

⁶⁶ 「常識人から見ると一つの異邦人なのである」と見るのは、広津和郎「カミュの『異邦人』」同全集9巻474頁（1974、中央公論社）。初出は東京新聞1951年6月12・13・14日。同評論は次注の中村光夫のそれとともに、わが国でのカミュ論争の一つ。

⁶⁷ 中村光夫「異邦人論」同全集10巻211頁（1972、筑摩書房）。なお初出は東京新聞1951年7月21・22・23日。

わが国の場合と異なって、フランス社会では信仰とくにカトリック教の影響が大きいことを考慮しておく必要がある。市民として、社会の掟や法の遵守のみならず、社会の大多数が共有する信仰上の価値やルールもまた市民を形成する不可欠の要素である。ムルソーは、つぎのように吐露する。「日曜日もやれやれ終わった。ママンはもう埋められてしまった。また私は勤めにかえるだろう、結局、何も変わったことはなかったのだ、と私は考えた。」⁶⁸このところが一般の市民との感情やモラルひいては生き方とは異なるとことになるのだろうが、サルトルはつぎのように言う。「ひとが感情と名づけるところのものは、きれぎれな印象の抽象的統一に過ぎず、その意味づけに過ぎない。私は自分の愛するものを必ずしもつねに考えているわけではないが、それを考えていないときでもなお私は愛していると主張する。」⁶⁹これも分からない心境ではない。ハムレットは、皆が喪に服し涙を流していたとしても、それは見せかけに過ぎず、真実ではないと嘆いている⁷⁰。

カミュ自身は、英語版の自序（1955）で本書の意図をつぎのように解説している。

「母親の葬儀で涙を流さない人間は、すべてこの社会で死刑を宣告されるおそれがある、という意味は、お芝居をしないと、彼が暮らす社会では、異邦人として扱われるほかはないということである。ムルソーはなぜ演技をしなかったか、それは彼が嘘をつくことを拒否したからだ。嘘をつくという意味は、無いことをいうだけでなく、あること以上のことをいったり、感じることをいったりすることだ。しかし、生活を混乱させないために、われわれは毎日、嘘をつく。」⁷¹社会や現実

⁶⁸ カミュ・異邦人27頁。フランス社会について、工藤庸子・宗教 vs. 国家—フランス「政教分離」と市民の誕生（2007、講談社現代新書）、石井洋二郎＝工藤庸子編フランスとその「外部」（2004、東京大学出版会）など参照。

⁶⁹ サルトル、前注64、89頁。

⁷⁰ W. シェイクスピア『ハムレット』第1幕2場。

⁷¹ 白井浩司「解説」、前注58、138頁による。同様に『異邦人』の「悲劇は自分に正直であろうとするものの悲劇なのです。」社会の常識に従う必要を自分に感じないし、自由人は自分に正直でなければならないから「社会の要求に屈しない」という意識的な拒否があるのです」と言う。小島特派員（筆）「カミュ会

生活とのずれを感じる不条理では、自分のアイデンティティを喪失したまま生きていかなければならない。その心情や行為は個人的なもので、大多数の人々や社会にとっては意味がなく価値のないものと見なされる。ムルソーは、私という主体は社会・文化によって作られたものであり、本来の自分といえるのかと考えている。彼は社会が作った自己に従属させられるのを嫌って、アイデンティティを疑っているのである。社会や法はそれを不当あるいは危険だとして断罪する。読者は不条理を感じて生きてゆくムルソーに同情して、犯した殺人行為でさえ法的責任のないものに思えてしまう。つまり無辜の殺人⁷²というわけである。

B. 法と不条理

不条理は法にとってどのような意味を持つか、また、それはそもそも法というレベルの問題なのか。以下では、まず、ムルソーが極刑に処せられなければならなかったか、その理由は何か、つぎに、私たち読者はムルソーに同情を寄せて、なぜ作中のフランス法の判断とは異なる結末を望むのか、さらに、第一の問とも関連するが、なぜ通常の殺人での処罰とは異なる悲劇的な結末とされているのかを検討する。

(1) 不条理と裁判

ムルソーのような行為や態度について、若くて無邪気といえはいえるし、愚かで経験が足りない、また今に後悔するなど、このような生き方や振る舞いに対する批評や非難はすぐ浮かぶ。さらに「あなたは秩序の中に自分をもっと慎ましく閉じ込めておかなくちゃいけないよ」⁷³のような忠告もあるだろう。そして、ややシニカルな見方だが、ムルソーが無垢の自己であろうとすることにも、ある程度の演技は含まれているともいえよう。いずれにしても前述のように、ムルソーは殺人行為そのものによってではなく、社会が持っている価値や倫理に違反したがゆえに死刑に処せられるという印象を私たちが持つという点を考えてみたい。

見記」朝日新聞1952年1月15日付朝刊。

⁷² Girard, *supra* note 54, at 86.

⁷³ W. シェイクスピア『十二夜』第1幕第3場。

法は、不条理な心情から発したがゆえに反社会的な行為を、その刑罰以上に、つまり加重に処罰することがあるのか。

予審判事から「反クリストさん」と呼ばれたムルソーだが、本訴の重罪裁判所で彼の弁護士が、検察官の訴迫に対して反論する下りがある。「『要するに、彼は母親を埋葬したことで告発されたのでしょうか、それともひとりの男を殺害したことで告発されたのでしょうか？』傍聴人は笑い出した。」検事は「しかり、重罪人のところをもって、母を埋葬したがゆえに、私はあの男を弾劾するのです」⁷⁴と答える。この点は因果関係を逆転させるものであって、ムルソーの殺人行為そのものではなく、重罪人の心が問題であるとすり替えられている⁷⁵。

また、ムルソーが最初の一発の後、間を置いて続いて四発を撃ち込んだことは、計画性を示すものであるし、他方、太陽のまぶしさや幻惑は殺人行為の故意を減ずるものであるという指摘もある⁷⁶。審理も終わりになって、裁判長からアラブ人を殺した動機について何か言い足すことはないかと尋ねられると、ムルソーは「…それは太陽のせいだ、といった。廷内に笑い声が上がった。弁護士は肩をすくめた。」⁷⁷。印象的な表現だが、法廷で通用する言葉ではないだろう。この裁判状況においては「馬鹿な奴」と思われても仕方がないだろうが、「無垢な男」であるムルソーにすれば、自分が行った行為を言い逃れるつもりは毛頭なく、太陽の照りつける海辺での行為の状況を自分の気持ちに即して偽らずに述べたにすぎない⁷⁸。

このように、裁判において、ムルソーによる殺人行為や意図そのものではなく、むしろ被告人の性格や事件以前の行ないとそれにまつわる反

⁷⁴ いずれの引用も、カミュ・異邦人100頁。

⁷⁵ 三野、前注62、113頁。

⁷⁶ 現役の裁判官でもある、ボズナー、前注9、83頁。

⁷⁷ カミュ・異邦人107頁。

⁷⁸ いずれの引用もサルトル、前注64、83頁による。なお、殺人の動機の説明として「非情に無責任で投げやりな…云ひ草のやうに思はれ」るが、太陽が如何にムルソーの精神状態に作用したかを丹念に描いたと見るのは、中村光夫「カミュにおける肉体と自然」同全集10巻239頁、真実の釈明をしたとするのは、P. ソディ・アルペール・カミュ 43頁（1971、足立昭雄訳、紀伊国屋書店）。

倫理性が審理において強調されていると思わせる。この点は今日の私たちからすると違和感を覚える点である。母親の死に対して悲しみを現わさなかったことや、反キリスト教的な振る舞いなどは、アラブ人の殺害行為からかけ離れているのだが、個人のそのような過去の行為も殺人罪の証拠となるのかという疑問が生じる。フランスの手続法では、過去の性格についての立証を認めている⁷⁹。わが国では、この点は制限されている。

作中でムルソーは死刑と判決されたが、実際にはせいぜい故意によらない殺人罪が問題になるだけであろうとも言われる⁸⁰。まして当時の社会ではフランス人がアラブ人を殺しても、法廷で裁かれたりはしなかっただろうという指摘もある⁸¹。このように被告人の殺害行為によりも、むしろムルソー自身の人格的モラルに非難されるべき点、つまり不条理なものとしてそれに基づいて振る舞う危険な人物が身近に存在していることが、ムルソーを死刑判決という結果へ導いたように私たちは感じるのである⁸²。

一般的な現代の生活においても、体面上やっておかなければならない、多くのまた細々とした事や決まりが存在し、人間関係という付き合いの中で神経質ともいえる気遣いや挨拶なども含めて、社会の仕組みや価値の基準はすでに決められたものである⁸³。そんな中、都会の中での孤独

⁷⁹ ポズナー、前注9、80-81頁。なお、G. ステファニ他・フランス刑事法〔刑事訴訟法〕（沢登佳人他訳、1982、成文堂）参照。

⁸⁰ Girard, *supra* note 54, at 79, 84; Weisberg, *supra* note 16, at 44など。

⁸¹ E. W. サイド・文化と帝国主義1、334頁（1998、大橋洋一訳、みすず書房）。サイドはオブライエン（前注55）を引用している。なおポズナーも同様の指摘をする。前注9、62&83頁。

⁸² R. Weisberg, *The Failure of the Word* 122 (1984, Yale University Press) は死刑がアラブ人を殺害したからではなく法に反する存在であったからとする。ポズナー、前注9、82頁。

⁸³ ポズナー、前注9、86頁。つぎの見方も示唆的である。「どんな賤しい乞食でも、たとえどんなに粗末な物であろうと余分なものを持っている。自然が必要とする以上の物は許さぬということになれば、人生は獣同然、みじめなものになる。」シェイクスピア・リア王第2幕第4場（野島秀勝訳、2000、岩波文庫）。

感や個人の孤立感、他者へのまた他者からの無関心、それに苦難や不幸となって現れる人生の不条理な出来事など、私たちを社会や人々から疎外するようなものは絶えず無数に、どこにでも転がっている。

ムルソーの生き方や気分は、多分に私たちやとくに若い人たちの気分と共鳴する点があるように思う。感ずるがままの感情を抱いてはいけないのか。絶えず周囲を気にして自分に嘘をついていなくてはならないような生活や人間であってよいのか。すでに誰か（システムといってもよい）によって作り上げられた仕組や制度の枠の中で、それらを支える道徳や価値観に従わなければならないのか。また、その社会に生きていく以上、社会が既に確立している掟や法規範に黙って従うより他はないのか。また、それらを不当と感じたり、息詰まりと思うことがたびたびあっても、すぐに忘れてしまうのが賢明なのか。つまり、民主社会や合意を基礎とした社会・国のシステムではあっても、それらの基本ルールから末端に至まで、それらのほとんどは一般に押しつけられたものに他ならないのではないか。カミュは他でも「不条理な人間は自分が現実には自由でないということを理解する」⁸⁴という。たしかに法が生活の一部であり、人間の条件（社会における人として承認される）を決定するのに重要な役割を持っているのも事実である。

（2）死刑の背後にあるもの

ムルソーを死刑に導いたものは何か。そのように裁判を導いたもの、言い換えると、不条理であったがゆえに極刑に処せられなければならないとしたものは何か。ムルソーは、キリスト教・宗教や親への愛情の無関心、罪の意識や後悔の念に駆られない性格、それに昇進を意味するパリへの転勤の勧奨の拒絶など既存の価値や伝統的な道徳には関心を示さない。それゆえに、これらの秩序や価値、道徳を持っている既存の、社会的に成功し、権威を有する階層とは、自然と対立する立場に立つことになる。それは現実の社会のシステムを拒否することを意味する⁸⁵。『異邦人』はこの意味でも「ゲームのルールを拒否することによって社会に

⁸⁴ A. カミュ『シーシュポスの神話』102頁（1969、清水徹訳、新潮文庫）。

⁸⁵ Posner, *supra* note 50, at 67.

衝撃を与えている、とんでもない、無垢の人物の物語」⁸⁶なのである。けれど、社会や法の側から見ると、無垢の人物かもしれないが不合理的な心情を抱いて行動する要注意な人物である。ムルソーは法の拒絶者あるいは社会の基本的なルール・規範を守らない、社会への不適合者と受け取られて、いわば法や社会のアウトサイダーとみなされるのである⁸⁷。

ムルソーが社会や制度に関心を示さない、協調しない、あるいは共有しない社会—それはフランスの中産階級—の基本的な価値や理念それに倫理・モラルに反している点が強調されている。共有されるべき価値やモラルとこれらを背景とする社会において、ムルソーは危険な人間に見えるから、彼を放置しておくことはできない。いわばスケープゴートとして社会から制裁を受けなければならなかったともいえよう。それと同時に、私たちは、主人公のムルソーに次第に同情していくことによって、彼をこの観点から指弾する裁判システムや社会全体に懐疑の眼や否定の念を抱くようになっていく。ならば、そこに私たちは死に追いやった支配的中産階級の貪欲な打算や実用本位の考え方的一端を見るのではなかろうか。

法は社会の産物であり、文化の一部である。法はその意味では、社会の多数が価値やモラルと考えるものの文化的コンテキストにおいて理解されるのである。私たちは法や掟に従うより他はないとされ、また、従わない者は法によって制裁や排除、無視を受けてもやむを得ないと考えようになっているのではないだろうか。そして、法を遵守しないような人間、あるいは法の前で自分を主張できないような人間は、この社会に協調しない人間とされ、いわばこの社会の失格者あるいはアウトサイダー（異邦人）として排除されても止むを得ないと信じられて、人々はいかなる人間を白眼視するようになるのである。したがって、ムルソー

⁸⁶ M. Aristodemou, *Law and Literature* 141 (2000, Oxford University Press) (サルトルを引用)。

⁸⁷ 法のアウトサイダーにつき、Litowitz, *supra* note 5, at 127-133. ムルソーに限らず、一般に人間が「共同生活を可能にするために文化がわれわれに要求する犠牲を非常に苦痛と感ずる」点を指摘するのは、S. フロイト「ある幻想の未来」（浜川祥枝・訳）フロイト著作集3 文化・芸術論363頁（1969、人文書院）。

が、意に反する形で自分に押しつけられるのが、中産階級の価値観やモラルを反映したものであり、このため自分の自由な精神が迫害されると感じるのも無理な話ではない。不条理な心情に根ざした行為を取り締って裁判することが、法の適用そのものとその背後に存在する価値観や政治的イデオロギーをもはからずも招き寄せているといえるのである。

(3) 法のゆらぎ

さらに、正確に定義づけられているはずの法がいつの間にか揺らぎはじめる。一般的に、国を統治し、社会を統制できる者たち、あるいは彼らを支持する者たちに有利に社会の仕組や法律は有利にできているのではないか。そこには政治的権力があり、立法権限があり、国家や社会のシステムを運用できるような地位や立場がある⁸⁸。これらの者たちが支配するのは、政治的回路を持っていない人たちや階層である多数の者である。これらの者たちは、ただたんに統治・統制される側に他ならないが、なにかことある度に、この社会やシステムは自分たちとは違っているという思いを抱かせる機会があるといえよう。

また、そこでの生活や行動のルールや掟が議会など民主的手続を経て作られていることが、社会のメンバーである私たちの合意の上に成立しているとし（説明され）ても、また、間接民主制（代議制）という手続の複雑さを考慮に入れたとしても、私たち個々人が本当に同意を与えたものは少ない。そこでは、同意したかのように擬制され、また現実にはそれが国家権力を背景として運用・実行されていくのである。つまり、私たちは制定された法律に従うように事実上強制されているのではあるまいか。

正義や秩序維持が、みんなが満足して、また安定して生活して行くことが出来るようにするために重要であるとは分かっている、個々人にとっては、他者の自由との調整であり、多くの場合は調整という名の下での他者や社会全体への譲歩であることに他ならない。自己の（たとえば自由という）領分の一部を他者や社会のために譲歩し、諦めることに他ならない。自分の自由もまた他者や社会の譲歩から成り立っており、

⁸⁸ 少数者による多数者の支配がその一面を表す。アレント、前注29、436－437頁。

お互のためになる事柄であるとはいっても、不満が残ったり、いずれまた募ったりすることは十分にある。社会の中で自分のやりたいことや欲望が満足されないと、私たちはこの社会の中で正義が実現されたとは考えないのも事実である⁸⁹。法もまた合理的なものばかりではなく、非合理的なものを含まざるをえない状況にある。

個人の内面でも微妙な相違が生まれてくる。法は、ムルソーのみずみずしく柔軟な無垢の精神やエゴイズムを押さえ付けるが、それはすでに確立された価値や制度を持つ社会体制⁹⁰を支えるルールである。両者はまったく反対の位置にある。ムルソーは、個人と社会の結節点である類的本質としての面を拒絶する。それは、不条理な人間が現実には自分は決して自由ではないと気がつくからである。「不条理な人間は、自分がこれまで自由という公準に縛られ、そうした公準の幻の上で生きてきたのだということを理解する。」⁹¹。市民に安全と平和をもたらすはずの社会とそのルールを否定する。いうまでもなく法および社会もより広くは社会のコンテクストに依存して成立しているので、コンテクストに変化があれば法や社会もまた何らかの変化を受けざるを得ない。既存の価値や倫理（として承認されたもの）だけが、現状を固定して良いわけではない。

ムルソーの嘘をつかない自己への執着はつぎの点も示唆する。私たちは、現代社会において自由な存在であり、自分の意思で物事を決定できる自立的な人格として自己を見る傾向がある。なぜそんな風に考えるのだろうか。「私」に主体を与えているのは社会の価値やモラル・信念などを含む記号やシステムに従属させられる（subjected）ことによって始めて社会に認知され、その結果独立の市民や主体（subject）として振る舞うことが認められているからではないか。そこには当該の社会や政治体制が持っているイデオロギーが存在しているのである⁹²。前述

⁸⁹ Pistone, *supra* note 51, at 82.

⁹⁰ ポズナー、前注9、86頁。

⁹¹ A. カミュ・シーシュポスの神話102頁（清水徹訳、1969、新潮文庫）。

⁹² L. アルチュセール・再生産について― イデオロギーと国家のイデオロギー諸装置上138、168頁、下・223頁以下（西川長夫ほか訳、2010、平凡社）、J. カ

カフカの『判決』に示されたように、裁判や法はその先端的な装置の一つである。

ところで、以上のような理由の他に、ムルソーを死刑とするのは文学作品としての必然であり、法との違いが存在しているとも思われる。法はあくまでも社会の決まりである法規範や掟を執行することに目的を持っており、それらは、ムルソーが生き方としている価値観や善悪の基準とは異なっている。一般に、不条理な感情から発した行為（とその結果）でも反社会的と評価されなければ、法による処罰などの対象とはならない。他方、作者カミュは、嘘をつかずに生きてゆこうとするムルソーが死刑にされるというショッキングな結末を巧みな文章表現によって「イノセントな殺人」というイメージを作り上げようとしたのではないか⁹³。殺人行為がなければ裁判もなかったわけであるし、ムルソーは自分に素直かつ純真と思われる魂と生き方を持っているがゆえに、まさしく悲劇の主人公でなければならない。すなわち、彼は命を賭けて社会を拒否する。そして、ギロチンに掛けられる死刑執行の日に見物の市民から悪罵されることを最後の望みとしている。文学作品として高揚した気分や感覚が生まれ、悲劇的な結末に対するヒロイックな心情を喚起して、ムルソーに対する同情を引き立てるのであろう。こうして社会的に否定されることによってムルソーはいわば殺人者・犯罪者からヒーローになったのである⁹⁴。

(4) 『異邦人』が示唆するもの

『異邦人』が提示している法に関連する問題のうち、法とその背後にある多数者のモラルや価値観の存在については前節で触れた。つぎに、それは法的判断という規範的判断の主体や判断の背後に潜んでいる問題を問い直している。さらに、法における現実という課題がある。

まず、一般に裁判官はじめ法のインサイダーは現在の社会の秩序維持

ラー・文学理論161頁以下（荒木映子＝富山太佳夫訳、2003、岩波書店）。M. フーコー・監獄の誕生289頁（田村俣訳、1977、新潮社）参照。

⁹³ Girard, *supra* note 54, at 86.

⁹⁴ Posner, *supra* note 50, at 67 の指摘。

を念頭に置いていることもあり、それを打ち立てた社会のモラルや価値観を共有しているといえよう。たとえば、伝統的な法解釈においては、当該の法的判断や法解釈が、社会や共同体の共有された価値を反映していることが、その法解釈の客観性であると考える者も多い。このため、ムルソーのような不条理な心情とそれに基づいた振る舞いをする者とは対立的な立場を取りやすいといえる。むしろ、同情的な立場をとる裁判官も中にはいるだろうが、かえって専門家である法仲間では異端視される可能性もある。

わが国でも今日、多様化する社会にあつて、非嫡出子相続分差別規定（民法900条4号）、夫婦別姓（民法750条）、代理母問題はじめ、君が代斉唱起立事件、一票の格差をめぐる訴訟など、社会のメンバーの中に矛盾や軋轢、対立をもたらしものは多い。社会は、不条理を感じている者たちを、既存の基準で判断して、多数の者たちとは異なっている（つまり異邦人）と判断し、さらに法によって服従させることになるのである。このように法は特定の行為を認めたり、規制したり、さらには処罰したりする社会的実践であるが、権力的な形式の言説（ディスクール）である。「法に依拠することによって、要求を拒絶したり、社会的圧力に抵抗したりできるから」⁹⁵、かえって社会の中に矛盾や軋轢それに紛争などを作り出すこともあるのである。J. デリダは、法・権利が定立され、維持されるにおいては、敵対的な者を抑圧すること、またこれと並んで、法的な制度そのものが抑圧的であると述べ、また排除・抹消された敵対者や法・権利の内部にいて抑圧されている者を救済し、それと和解する必要があるといっている⁹⁶。これを脱構築である解釈によって行うことになるが、それはただちに法解釈を意味するものではないだろう。「解釈」や「和解」は様々であるだろうが、完全な和解（定立されている法を否定する者との和解）はないだろうから自ずと限界があろう。

つぎに、一般的に見て、ことにわが国では裁判官はじめ法律実務家は社会における経験が限定されているため、社会的に不利な立場や弱者、

⁹⁵ N. ルーマン・社会の法 1 巻147頁（馬場靖雄ほか訳、2003、法政大学出版会）。

⁹⁶ デリダ、前注44、167頁および堅田研一「脱構築と正義—訳者解説」、同、207頁参照。

それに異なった心情を持っている人たちが何を必要としているか、また判決によってどのように影響を受けたり、反応して行動するかを理解するのは難しくなる場合が多い。他方、法律のインサイダーたちが行っていることは、現実が再構築されたものを客観的「事実」として、これに規範的な判断を加えるものであり、それは「社会の現実との接触を失う危険がある」⁹⁷といえよう。

法律家が信じている物や世界がすべてであり、またそれらが堅固・確実なものであるという根拠はない。多様な人々がいる社会においては、たんに従来のリーガリズムへの反省というだけではなく、また現在の社会における価値や倫理観を固定して捉えず、法的にもう少し丁寧な説明をする必要がある。私たちに法や決まりに従うべきと要求し、また法的に強制されるとき、それが社会の決まり・ルールだからという形式的な理由からではなく、そこにどのような社会や法の正当性があるかをもう少しきめ細かく説明することが求められているのではないだろうか⁹⁸。今日の不条理は、明日の法・掟かもしれないのである。

社会や法の前提である類的本質そのものが変わることはないか。ヘーゲルによれば、市民社会とは、むき出しの欲望を持った存在から、他者との関係において互いに相手を了解し合うような人間の社会的な本質へと高められた（止揚された）ところの、人倫という原理を備えるもの（存在）ということが念頭に置かれている⁹⁹。しかし、これに批判を加えたK. マルクスによれば、ヘーゲルが言うような私的な欲望の調停を市民社会はもたらさずに、むしろ、欲望を持った個人と社会の本質を固定化する

⁹⁷ J. Habermas, *Between Facts and Norms: Contributions to a Discourse Theory of Law and Democracy*, 6-7 (translated by W. Rehg; 1996, Polity Press).

⁹⁸ 異邦人たる法のアウトサイダーたちの内的な精神世界や欲望や価値を推し量らずには、法は正義をなしえないとするのは、Weisberg, *supra* note 16, at 46. また、つぎも示唆的である。「奢れる者よ、これを薬にするがいい、身を曝して惨めな者が感じていることを感じるがいい、余計な物を振り落として彼らに与え、天道いまだ地に堕ちていないことを示すがいい。」シェイクスピア・リア王第3幕第4場、前注83。

⁹⁹ ヘーゲル・法の哲学 § § 1-33, 141-157 (藤野渉＝赤澤正敏訳、1967、世界の名著35、中央公論社)。

のである。つまり、近代国家は社会における欲望をうまく調整せずに、逆にそれを保証することによってしか完成しないからである。なぜなら、近代国家そのものが資本や貨幣を中心として構成されているからである。このとき、人間の労働は資本・貨幣によって疎外され、いわゆる労働力の商品となり、賃銀と資本に転化される。そうして、人と人との自由な交流を産むはずの労働は疎外されたものに変形される。すなわち「他人に奉仕し、他人の支配下にあり、他人に強制され拘束される活動となっている」し、「疎遠な、敵対的な、威圧的な、自分とは独立した他人が、この対象の主人だということ」¹⁰⁰になる。このように、社会の仕組みによって類の本質は変えられて、「人間と人間とが自由に交流し、……人間として生きるものの意味と価値を人間が自覚する場」¹⁰¹は現代においても失われていないだろうか。また、法は国家装置の一つとして、イデオロギー的であり、また抑圧的である。抑圧的といってもそれがつねに作用しているわけではなく、法は日常においてほとんどの場合遵守されている。そこにイデオロギーが存在するのである。イデオロギーは個人たる市民に服従を呼びかけているのである。家族や学校そして究極には裁判所が市民を教化するという¹⁰²。

これらは、これまでの法が私たちの現実をほんとうに理解し把握しているかという疑問にもつながる。今後の法理論の役割とは何か。まず、現在の伝統的また支配的な法の見方や言説とは異なる言説が存在することを示すことが必要であろう。法理論の役割もこの点にある。つぎに、伝統的な法解釈・教育も個別の法律問題を解決する上では欠かせないだろう。が、理論や〈法と文学〉の役割とは、従来の注釈者たち（コンメンテーター）がなしているような新しい解釈や学説をもたらすことではなく、法が生じさせている矛盾またそこで前提とされている真実や言説を解明していくことにあるといわねばならない¹⁰³。この点でも〈法と文

¹⁰⁰ K. マルクス・経済学・哲学草稿107頁（長谷川宏訳、2010、光文社古典新訳文庫）。

¹⁰¹ 長谷川「解説」、同、277頁。

¹⁰² アルチュセール、前注92、下巻60頁、206頁、238頁以下参照。

¹⁰³ M. Foucault, *Intellectuals and Power*, in D. F. Bouchard ed., *Language*,

学>研究は、法における人間主体についての洞察をもたらしうるのである。『異邦人』は社会やとくに法における伝統的な見方や手法のあり方に問題提起しているといえよう。<法と文学>は一般の人々や不条理な心情を持った人たちがどのように感じており、強いられているかを明らかにして、法や法制度の現実を捉え直すことができるのである。

3. 法と秩序

理性と正義にかなった法によって裁かれるとき、そこにはその犠牲となる者や事態は生じないのか。法は法規範の解釈に基づいて適用されるが、その営為には文字や条文の解釈以上のものが含まれるのが常である。そして、そのような行為が人間の運命を左右する。H. メルヴィルの『ビリー・バッド、船乗り』(Billy Budd, Sailor, 1924以後改訂)は、このような判断者の立場をその判断との対比において考える上でアメリカ法においてはよく取り上げられるテーマである。

A. 海のキリスト

1797年、イギリスは革命後のフランスとの戦争の最中にあった。青い目をした21歳のハンサムな青年ビリー・バッドは、商船人権号の船乗りだったが、大英帝国の軍艦軍神号によって、強制徴募に遭い、軍艦の水夫にさせられた。彼は、その美貌から高貴の生まれのようだったが、捨て子で両親を知らなかった。また、文盲で読むことはできなかったし、あまりに緊張してしまうと障害を起こして吃りになるくせがあった。しかし、何といっても若さと無垢の権化たる「花の水兵」として水兵仲間の寵児であった。艦長であるヴィアは、武勲もあり、読書もする教養人で、控え目で抑制的な人物であった。反面、海の男らしい、気取らぬ謙遜を持った人物でもあり、それに毅然たる決断力のある司令官として、

Counter-Memory, Practice: Selected Essays and Interviews 207 (1977, Cornell University Press). また、宮沢、前注31、65頁は「現状の支配的文化とは異なる文化があり得ること、すなわち異なる現実をめざすことが可能であることを示すのも、民主社会における研究者の役割ではないか」と指摘する。

みんなから「星の煌くヴィア」と呼ばれていた。彼はビリーを息子のように気に入っていた。

当時、イギリス海軍では、テムズ河口のノア湾で軍艦の反乱事件などが起こっており、それはフランス革命の炎が飛び火したものと考えられていた。クラッグアートは、35歳くらいの武器係兵曹長で、下部砲列甲板の治安維持を役目とするいわば憲兵隊長だった。長身でやせぎす、手は小さくて、重労働になじんだものではなかったが、教養と経験を示していた。また人を見透かすような目を持ち、その青白い肌の色は、他の水兵の赤銅色と比べて異様で、「常軌を逸したというか、なにものかがあることを示唆している」¹⁰⁴ようにみえた。また、アクセントに英国人らしからぬところがあり、また彼は上役に媚びるのがうまく、内には悪に根ざす狂気を宿していた。クラッグアートは、ビリーの美貌と純真さをねたみ、ビリーが甲板にスプーをこぼした事件や同じ強制徴募仲間との会話を聞きつけたりしたことなどから、ビリーが謀叛を起こし軍艦の乗っ取りを企てていると艦長に讒訴した。

艦長室に、クラッグアートとともにビリーが呼ばれた。「何か話すんだ！そうして自分を弁護するんだ！」と説明を求められが、ビリーは、うまく喋れなかった。これに気づいたヴィア船長は、ビリーの肩に手をかけて「急がなくていいんだ、坊や。ゆっくり時間をかけていい、ゆっくりとね」と慈父のようになだめた。しかし、「十字架に磔にされた人と同じような表情が顔に現れた」つぎの刹那、ビリーは、上官のクラッグアートを殴りつけた。彼は床に倒れて動かなくなった。

ヴィア艦長は、この死亡事件に動揺し逆上したが、即刻、即決の軍事裁判を招集した。軍法会議の裁判官に前任士官、海兵隊長、航海長の3人を任命した。ビリーは、この非公開の法廷で反乱の意図および殺害の意図を否定した。また「あの人が死んでしまって済まないと思っています。彼を殺すつもりはなかったのです。舌を使うことができたなら、あの人を殴ったりしなかったでしょう」などと述べた。

¹⁰⁴ H. メルビル『ビリー・バッド』48頁（坂下昇訳、1976、岩波文庫）〔以下、ビリー・バッド、として引用〕。他に法律関連では『バートルビー』（Bartleby, 1853）がある。

ヴィア艦長は、法廷よりも風上に座って、証人として立ち会った。さらに、日頃とは変わって、能弁に「被告の行為—我々が関与すべきはそれのみなのだ」と指摘して、さらに法の遵守を主張し、戦事条令に殴打行為は重罪に処す規定のある旨、また当時起こったノアの暴発・反乱防止法それに温情判決がもたらす弊害などを説いた。ビリーに同情しながらも、軍刑法に従って上官殺害の罪は極刑に値すると主張する。裁判官の一人である海兵隊長は、ヴィアの側に一種の予断が存在すると思った。また、海兵隊長は、ビリーには反乱の意図および殺害の犯意がないという。さらに、砲兵隊長は、有罪としても減刑（情状酌量）が妥当という。しかし、ヴィア艦長の威圧するような視線に耐えかねて、3人の裁判官は同意しかねる点もあったが、艦長の意見を否認する能力はなかった。裁判官3人は艦長に忠誠を誓っていた。

翌払暁、水兵の一部は武装して整列していたが、ビリーの死は軍艦の乗組員全員に賛美されながら、神聖な儀式となっていった。ヴィア艦長は、硬直したように不動の姿勢で立ちつくしていた。ビリー・バッドは、「主よ、願わくはヴィア艦長に幸福を！」と叫んで、帆桁先端で絞首刑に処された。その光景はつぎのように描写されている。

東の空に低く垂れ込めた靄の、おどろおどろの羊毛の中を、やわらかい栄光が一筋走っていった。…やがて、地はすべての甘き玉露の訪れを知るのではないかと思われた。と、次の瞬間、釘付けにされた群衆の、天を仰ぎ見る顔に映ったものは一見よ！ ビリー・バッドが昇天してゆく姿ではないか！…¹⁰⁵

後日談として、英国軍艦軍神号はフランスの軍艦無神論者号の砲撃を受けたため、ヴィア艦長は負傷し、「ビリー・バッドよ！ ビリー・バッドよ！」とつぶやきながら死んだ。また、メルヴィルは、ビリーを墮落する前のアダムになぞらえていると言われる。艦長のビリーに対する父親のような態度は、神が人間を救うために遣わした自分の息子たるキリストを犠牲に捧げたことを想起させ、ビリーは海のキリストとして描かれているというのである¹⁰⁶。

¹⁰⁵ ビリー・バッド第25章（165頁）。

¹⁰⁶ ポズナー、前注9、269-270頁。

この物語を読んで、まず疑問に思うのは、なぜビリーは死ななければならなかったのか、また、ヴィア艦長は、ビリーに同情を見せながらも、なぜ結局は処刑へと傾いていったのかであろう。一見すると、戦時における軍艦内部での反乱事件に対して即席の法廷で死刑判決が下された事件として描かれているのであれば、平凡にも思えるストーリーであり、何が問題なのかは浮かび上がってこないように思われる。作品論や作者論という作品自体の背景やその周辺から作品の意義や意味を明らかにすることも本作品理解の一助となるかもしれない。作者メルヴィルには、娘たちの他に、18歳のときにピストル自殺した長男と30代半ばで病死した次男があった。父のメルヴィルはことに長男のマルコムを偲んで、彼をビリーに喩え、自らをヴィア艦長として描いたという説もある。厳格で優しかった艦長に対して、ビリーが死に際して「ヴィア艦長に栄光あれ」と言ってほしかったのだというのである¹⁰⁷。

また、イエール大学の R. カバーは、裁判官をはじめとする法的判断者たちが、自らは信じていない（法律）を適用しなければならなかった状況と見る¹⁰⁸。彼によると、従来奴隷制度に反対していたといわれるマサチューセッツ州最高裁のショウ（Lemuel Shaw）首席判事が逃亡奴隷事件についてトーマス・シムズを解放する判決を出さなかった。つまり、当時、判事が正しいとは信じていない連邦法（逃亡奴隷法、1793はじめ1850年法など一連の制定法や判例）に従って、他州へ逃亡してきた奴隷を返還する命ずる判決を下したのである。このため当時、奴隷制度反対の指導的立場にあった R. W. エマソンは、ショウ判事が逃亡奴隷法の違憲性を宣言すべき機会は失われたと批判した¹⁰⁹。「非道徳な法律は、どんな危険もおかしても破るのが、人間の義務です」¹¹⁰として、上位の理念（自由に対する人間の権利あるいは「自然」の法則）に従うことを

¹⁰⁷ A. Delbanco, *Melville: His World and Work* 278-279 (2005, Vintage Books).

¹⁰⁸ Robert Cover, *Justice Accused* 1-7 (1975, Yale University Press).

¹⁰⁹ Delbanco, *supra* note 107, at 154. エマソンの奴隷制度反対の主張は1851年5月の講演である「逃亡奴隷法について」同選集4・個人と社会259頁（原島善衛訳、1960、日本教文社）。また、その思想の形成については、松島欣哉「エマソンと奴隷廃止運動」早瀬博範編著アメリカ文学における階級29頁（2009）。

¹¹⁰ エマソン「逃亡奴隷法について」、同、267頁。

その論拠としている。ところで、ショウ判事は実はメルヴィルの義父であった。このためメルヴィルは、「ビリー・バッド」の作品の中で、逃亡奴隷法を反乱防止条例（Mutiny Act）に置き換えて、またショウ判事をヴィア艦長に置き換えてテーマとしたのではないかという見方をする¹¹¹のである。

なるほど、本人が内心では反対であるにもかかわらず、法があればそれを適用していくという点はヴィア艦長が置かれた立場と合致する。彼は、真実のところ、ビリーが善人であって反乱の意図はないと知っていたながら、海軍の法規に従って上官に暴行を加えて死に至らしめたことを裁くのである。このようなカバーの見方は、裁判官が不正義もしくは正しくないと考える法を適用することと、彼ら自身の内面の良心との葛藤（ジレンマ）が存在すること、そしてたえずそのような機会や場合がありえることを浮き彫りにしているのである。

「法と文学」論者のワイスバークは、ヴィア艦長の法廷の場面での言動と裁判手続における過誤について言及している。それによると、ヴィア艦長には8つの手続き上の過誤があったという¹¹²。①本隊の艦隊と合流すべきであった点、②軍法会議の構成員（裁判官）の問題、③即決裁判の不可能なこと、④ヴィア艦長の多重の役割（「証人」から裁判の監督まで）、⑤艦隊司令長官に処分を委ねるべきであった、⑥伝統的な寛大な処置をとるべきであった、⑦再審なき極刑、⑧（軍法会議の）手続中の隠された本質：非公開（秘密）主義、である。しかし、これには反論もある。18世紀のイギリス海軍では、乗組員が上司に暴行を加えかつ殺害した場合には、死刑執行された例がある¹¹³。また、ビリーがクラッグートを殴打したことが反乱的であると解釈されれば、簡略手続きは正当であった。ゆえに、ヴィアが本艦隊と合流して、通常の軍法会議にかけるのが正しいというわけではないという。しかし、文学作品としての展開上、艦隊内で軍事裁判を行うより他なかったとの指摘もある¹¹⁴。

¹¹¹ Cover, *supra* note 108, at 6. ポズナー、前注9、276頁。

¹¹² Weisberg, *supra* note 82, at 147.

¹¹³ 1784年の John Cumming 事件（帆上げ水夫の暴行）。

¹¹⁴ ポズナー、前注9、268頁。

B. 法と正義が離れるとき

(1) 天使の一撃とヴィア艦長

花の水兵と慕われたビリーが裁かれる軍事法廷の場面を描く第21章は、この物語の中心でもあるが、つぎの象徴的な文章ではじまる。「虹の中のスマイレ色が終わり、オレンジ色が始まるところに、誰か線を引くことができるだろうか？これらの色の違いははっきり分かるのだが、一方の色から他方の色合へと移ってゆくときに正確にはどこで変化しているのか？」¹¹⁵

ビリーを自分の息子のように扱い、また、クラッガートによる讒訴を聴取しているときにも、興奮すると思うよう口が利けなくなるビリーの肩を抱いて、ゆっくり喋るようにと宥める態度を見せたヴィア艦長であったが、部下が殴打されて結局は死に至ったとき態度を変えた。「運命の子よ！」と低くつぶやいたヴィア艦長は、「父なる人の姿がかき消され、そこに現れたのは、軍人の規律主義者」だった¹¹⁶。ビリーの殴打行為とクラッガートの死という事実は艦長室内で発生したし、ヴィア艦長は唯一の目撃者でもある。

一般にビリーには責任なしという見方は多い¹¹⁷。ましてや、処刑される場面などの叙述とも相まって、ビリーをイエス・キリストになぞらえる見方もある。後述のハンナ・アレントの所説にも示唆されるように、ビリーは自然に無責であり、ヴィアはこれを知りつつもその主観を問題とすることのできない法に従って、客観的な面であるビリーの行動を問題とせざるを得なかったという見方もある¹¹⁸。ヴィア艦長は自分が任命した裁判官たちを説得しなければならない。表面上、強制的ではなく、あくまで公平・公正が装われているようである。

前述のように任命された裁判官たちの中には当然減刑論を主張する者

¹¹⁵ Herman Melville, *Billy Budd, Sailor*, 102 (H. Hayford & M. M. Sealts, Jr. ed., 1962, U. of Chicago Press).

¹¹⁶ ビリー・バッド118・119頁。

¹¹⁷ C. Reich, *The Tragedy of Justice in Billy Budd*, 56 *Yale Review*. 369 (1967); Domnarski, *Law-Literature Criticism: Charting a Desirable Course with Billy Budd*, 34 *J. Leg. Educ.* 702 (1984).

¹¹⁸ Reich, *id.* at 375-377.

もいた。また、ヴィア艦長自身もビリーの殴打によって部下が死に至った事件の一部始終を目撃していた。艦長自身もこの行為によってビリーが極刑に値しないと信じていたにもかかわらず、なぜ彼を死刑にしなければならなかったのか。

前任士官は冒頭でこそ筆頭判事の役を引きうけるのに、不自然も感じなかったけれども、いまはヴィア艦長の視線に威圧されて促され——この視線なら、言葉よりも有効だ——ふたたび筆頭判事の立場に戻ると、被告に向き直り、

「バッド」

と言った。といっても、おだやかな口調といえたものじゃない。

「バッド、もしも君が一身上のことでまだ言いたいことがあるのなら、言うのはいまだよ！¹¹⁹

このように、前任士官である裁判官は、上官・監督者でもある艦長の目線を受けて、ビリーに他に言うことはないかぐらいしか聞けなかった。ワイスバークは、この視線（"目配せ"）には黙示の了解を促す意味があるという。これは法的レトリックの一種であり、出来事の語りにおいて、省略したり歪めたりすることなどによって、聴き手に不快感を与えずに、結果を正当化する手法であると見るのである¹²⁰。

ヴィア艦長は、法に従ってビリーを裁くことを決断する。その判断の対象をビリーの行為と法規に絞る。

さて、ならば……事実関係だけに話を向けてみようではないか。

——戦時において、海上で軍艦の乗組員が上官を殴打し、ために死に到らしめた。このとき、戦事条令によれば、殴打自体は、その結果にかかわりなく、重罪に処する、とある。のみならず——」

「そうです、艦長殿」と、海兵隊長が興奮して遮った。「ある意味では、そうでした。しかし、あの人間、バッドは反乱を意図したこともなければ、殺人の犯意があったのでもありません。」「まさしく然りさ、君。ならば、これがもし軍事法廷の如く専制的でもなく、慈悲を知る裁きの庭でのことならば、君の反論も大いに斟酌せられ

¹¹⁹ ビリー・バッド135頁。

¹²⁰ "considerate communication". Weisberg, *supra* note 82, at 139.

るであろう。はたまた、主の御前での最後の審判であるならば、罪なしと宣告されるであろう。だが、ここはどうかね？ われらは《反乱防止条令》の下で訴訟手続をとっているのだよ。…¹²¹

ヴィア艦長がここで法に従うという立場を取ったとき、それは法適用上の形式主義的な側面も併せ持っている。

今の場合も同じである。目下の裁判手続に従って出される刑の宣告について鑑みるに、宣告するのは我々自身であるといえようか。宣告するのは、われらを通じて作用している軍法ではないのか？ この法律やその過酷さについて、我々は責任を負うものではない。我々が誓約した責務はこの中に存在する。つまり、この法がいずれかの場合において無慈悲に作用することがあるやにしても、我々は何としても法を遵守し、かつ執行しなければならないということだ。¹²²

私たちは、ヴィア艦長によるこの決定をどのように判断すべきか。そしてそれは法に何を示唆しているとみるべきか。一つには、ヴィア艦長における形式主義的な法の適用ないしはリーガリズムが見てとれるという点である。ただ、この場合に、厳格に法を適用するとすれば、逆にビリーは死刑にならないという結果もありうる¹²³。

前述した逃亡奴隷法に関してそれが法であるからといって適用したL・ショウ判事、シェイクスピアの『尺には尺を』のアンジェーロや前述のカフカ『審判』の笞打吏に見られるように、ヴィア艦長も厳格に法の形式主義的な適用を行うことに決定したのである。法の過酷さは法に責任があり、それを適用する自分たちにはない、と。ただ、後日、負傷したヴィア艦長は、「ビリー・バッドよ！ ビリー・バッドよ！」とつぶやきながら死んだ¹²⁴。これらは何を意味するものであろうか。

多くの人や法律家も含めて、法は人間の理性によって定立・運用されるものであり、社会においてこれらの規範を遵守することは人々の務め

¹²¹ Melville, *supra* note 115, at 111.

¹²² *Id.* at 110-111.

¹²³ ポズナー、前注9、248頁。

¹²⁴ ビリー・バッド176頁。

であり、社会の秩序や安定（つまり正義）がもたらされるのである、と信じているだろう。『尺には尺を』のアンジェーロ（公爵代理）は、「お前の兄さんを死刑に処するのは、法律がするのだ。わしがするのではない。仮令わしの親戚であらうと、兄弟であらうと、倅であらうと、法律を犯した者は同じ様に処分されねばならない。」¹²⁵といい、法は厳格に適用されるべきものであるとする。この考え方は、法と人間性とは分離する契機を持つものである。前述のカフカの『判決』に見られる裁判官たる父が被告人たる子に死刑判決を命じる場面はその最たるものである。むろん、法が「案山子」（『尺には尺を』の一節）のような存在に過ぎず、守られないならば意味はない。厳格に遵守すべしとする態度から出るリーガリズムや形式的適用には、法が人間から離れて存在し、人間的な思いやりや配慮を欠いて過酷に振る舞いかねない可能性がある。他方、寛大にあるいは思いやりを持って法を適用する態度には、その恣意的な適用や判断者の主観によって左右されるなど、かえって法への不信も招来する可能性もある。

法の適用自体にこのような本質的な矛盾がある。これは英米法では具体的法の適用・実践においては法規範の遵守と裁量・使い分けのバランスという形で工夫されているという。「エクイティ（衡平法）は、アリストテレス以来の西洋の法概念の一部である……。法はそれがもたらす状況や結果にかかわらず徹底して執行されなければならないような、いいかえると曲げられないような規範から成り立っているのではなく、改良に役立つ原則を含み、またある事件が提示する個別「具体的な状況」を裁判官が考慮することができるとような基準も、法の一部である。エリザベス王朝期には、法的正義は慈悲を加味して和らげられると信じられていた。また私たちもそうである。現代の法律家は幾分異なった言い方

¹²⁵ W. シェイクスピア『以尺報尺』（第2幕2場）、シェイクスピア全集22巻72頁（坪内逍遙訳、1933、中央公論社）。なおイギリスの批評家イーグルトンもシャイロックやアンジェーロのような法の考え方を支持する。「法が法であるためには、その命令は、まったく個々具体的な状況から独立しかつ無関係であって、一般的で普遍的でなければならない。」T. Eagleton, William Shakespeare 36 (1986, Blackwell Publishers).

をするが、規範の厳格な解釈は不合理な結果や明白に不当な結果を回避するのに必要であれば、曲げられるべきであるとするだろう。』¹²⁶

(2) 正当化—功利主義と形式主義

ヴィア艦長をどのように見るかによって本作品自体の見方も左右される¹²⁷。一般的には、ビリーを無垢な人物と見て、他方クラッガートを奸佞な人物と捉える見方が多い。しかし、ヴィア艦長を自分の意思に反して行動する良くない人物と捉えたうえで、ビリーを異教徒的な生命力(バイタリティ)を示す人物として捉える見方もある。これによると、本作品でキリストにたとえられる人物は、大方とは逆に、クラッガートである¹²⁸。それはつぎの理由からである。ヴィア艦長は、自分のライバルであり、海軍の同僚であるネルソン提督にコンプレックスを抱いている。ネルソン提督は直観的で行動力があり、真の海の英雄として広く称賛され、尊敬を集めている著名な海軍軍人である。他方、ビリーも著しくハンサムで、その天真爛漫な性格のためみんなから慕われる海の男と見られている。ヴィア艦長は、ネルソン提督に対するルサンチマン(恨みや嫉妬の感情)を晴らすために軍事法廷という裁判手続にかけて、ビリーを絞首刑にしたというのである¹²⁹。すなわち、暗黙の同盟者である部下のクラッガートとヴィアの共同の行為によってルサンチマンが法となったと見るのである¹³⁰。しかし、これはややヴィア艦長の動機や心理分析に重きを置いた見解といえようか。

つぎに、ビリーがクラッガートを殴打した瞬間に、その責任は政治的なものとならざるを得なかったという見方もある。ヴィア艦長は出身が法を作る階層のメンバーであり、目撃者、訴追者(検察官)そして判事の役割をすることになった。ヴィアがとった公平さのイメージは、ビリー

¹²⁶ Posner, *supra* note 50, at 161.

¹²⁷ B. Allen, (Book Review) R. H. Weisberg, *The Failure of the Word*, 31 *Mod. Fiction Studies* 437 (1985).

¹²⁸ Weisberg, *supra* note 82, at 168.

¹²⁹ Weisberg, *supra* note 16, at 105-106; Weisberg, *Id.*, at 168.

¹³⁰ Weisberg, *supra* note 82, at xii.

自身もその処刑の要求に対して拒み得ないようなものであった¹³¹。かくして、法は必ずしも理性的でも普遍的なものでもない。軍事法廷によるものではあったにせよ、「法によるルールの勝利は、無垢の個人が社会的に必要な法のために犠牲にされなければならなかったからではなく、公平さを装いながら法の支配が正当性の確立された基準に違反する判断すらも合法的なものとしてしまうがゆえに、曖昧なものとならざるを得ないという可能性を示したもの」¹³²とするのである。

さらに、『ピリー・バッド』を善悪や正義と法との関係に着目して解き明かすのは、ハンナ・アレントである。ドストエフスキーなどにおいては人間は自然状態では善であるが、社会においては悪となると見ているのに対して、メルヴィルは本作品においてこのような見方に反論して、善は悪よりも強いが、善は根源悪と同じように、あらゆる強さに固有の根源的暴力や政治組織の形態に有害な根源的暴力を持っているとしている¹³³。これによると、ピリーは自然的善を代表する人物であり、自然的善であるピリーは天使の言葉で語ることはできたかも知れないが、自分に対する「根源的悪」による告発に反駁することはできなかった。このため、手を振り上げて讒言をしたクラッグートを打ち殺すことになった。すなわち、「善はそれが「自然」の一部であるがゆえに、穏和に行動するのではなく、力強く、実際暴力的に自己を主張する……。……ピリー・バッドが自分に不利な偽りの証言を述べた男を撃ち殺したような暴力行為だけがすべてであり、それが自然の「墮落」を取り除くのである」¹³⁴と。

しかし、絶対的な自然的潔白は暴力を持っているから「世界の平和と人類の真の福祉」のためには、徳が登場して悪や絶対的潔白の暴力を罰する必要がある¹³⁵。この徳を現すのがヴィア艦長であるという。ヴィア

¹³¹ B. Thomas, *Cross Examination of Law and Literature: Coopers, Hawthorne, Stowe, and Melville* 219 (1987, Cambridge University Press).

¹³² Thomas, *Id* at 219.

¹³³ アレント、前注29、130頁。

¹³⁴ 同、124–125頁。

¹³⁵ 同、125頁（引用も）。

艦長は、クラッガートは神の天使によって殺された、だが天使も絞首刑にしなければならないと言う¹³⁶。このように、アレントの『ビリー・バッド』の理解は、法律の社会における存在や意義がどこにあるかを示している点で興味深い。法律は天使や悪魔のために作られたものではなく人間のために作られているのであって、ヴィア艦長がそうであったように、法律は罪と徳の間を揺れ動くものであり、それを超越するものを認めることはできないという¹³⁷。

ヴィア艦長の狙いは、厳格な法の適用にあるのではなくして、艦長として艦船そして艦隊全体の秩序と軍紀を的確に維持することにある。法の適用はその方便に用いられるのである。そして、ビリーを死刑にするという孤軍の中で、ヴィア艦長自身は、自分のこの最終的な狙いがどのように正当化されるかを自問するのである。

ヴィア艦長にすれば、自分の艦船内で起こった上官に対する暴行事件に何らかの法的処分がなされなければ艦隊の秩序は保たれない。ましてや、対外的には英仏戦争の最中にあり、イギリス艦隊の中ではすでにテムズ河のノア湾において反乱事件も起こっている。彼はつぎのような政策（ポリシー）判断をするのである。

……彼ら（水兵たち＝引用者注）はこう思う。なんだ前檣帆操縦員（＝ビリーを指す、引用者注）のやった行為は、要するに、国事犯たる反乱行為を犯している最中、付随的に犯したもので、しかも、紛れもない殺人罪ではないか！ 訪れる応報はなにか？ いわずと知れたことよ、と彼らは思う。ところが、その応報の訪れはない。こいつはオカシイ、と彼らは首をひねる。船乗りがどんな人種か、それは諸君もよく知られるところ。ならば、彼らの脳裡にすぐ浮かぶのは、最近のノア暴発ではないだろうか？ ……ならば、諸君の寛容の判決に対し、これを怯懦の心と読むであろう。われらが怯んでいるのだ、われらが恐れているのだ、と彼らは思うであろう。……法の峻厳を要すること、いまほど緊急の時はないというの

¹³⁶ ビリー・バッド121頁。

¹³⁷ アレント、前注29、125頁。

に！¹³⁸

ヴィアは艦長として他の水兵の手前、軍紀を的確に示して自艦ひいては艦隊の秩序・安全を配慮しなければならない立場にいる。しかも、この点では彼は孤軍であるために、ヴィア艦長はピリーの処刑という法的判断を功利主義的な立場によって正当化しなければならない。ヴィアは言う。「主のみまえにては罪汚れなしとされる人の子を、われらもまた然りと感ずる人の子を、専制的かつは破廉恥なる死に付しうるというのであるか？　かくいうわたしは正しいと思うがどうか？　諸君は悲しい同意のしるしをされた。」¹³⁹これによって上官の裁判官たちも同意したという体裁が整えられたのである。この場合、功利主義的な立場とは、一般的善のために無垢の人間を故意に犠牲にすることであるが、より具体的には、ピリーの命よりも本艦船の安全（反乱の防止）という利益の方が大きいということである。ただ功利主義（最大多数の最大幸福）は社会全体を一つの組織体として扱うので、社会のより大きな善（good）のために、ある人間を殺す（犠牲にする）ことが自然であると思えるようになる¹⁴⁰。

しかし、艦長がこのような正当化にこだわっていることすら不思議ともいえる。なぜなら当時の軍事法廷においては、艦長がたんに首を振っただけで死刑とされた事件もあったからである¹⁴¹。それはヴィア艦長の並外れた教養やインテリジェンスを示すものかもしれないが、いずれにせよピリーはキリストのような立場に立たされたのである。

（3）掟・法規範に従うが人の運命

これまでの検討が示すように、メルヴィルが描いたのは、海軍艦隊の軍紀や秩序維持のために法の厳格な適用をしたという単純な物語ではな

¹³⁸ ピリー・バッド143頁。

¹³⁹ ピリー・バッド138－139頁。

¹⁴⁰ R. Posner, *Law & Literature: Revised & Enlarged ed.*, 171 (1998, Harvard University Press). 功利主義につき、J.J.C. Smart & B. Williams, *Utilitarianism For & Against* (1973, Cambridge University Press). 法における議論は、R. ドゥウォーキン・法の帝国447－456頁（小林公訳、1995、未来社）など。

¹⁴¹ ピリー・バッド146頁。

い。裁きのシーンがメインの第21章のはじめ近くにつぎの一節がある。

勇士号（Bellipotent）の艦上で起きた事件に先立った、あるいは付随した諸事情が巧妙に絡んでいるために、また正式に適用されることになる海軍法規（コード）に照らすと、クラッガートとバッドにそれぞれ人格化されていた潔白と罪惡とは結果として入れ替わったのである。この悲劇の法律的な観点からは、明白な被害者とは罪なき者を陥れようと企んだ者である。そして、後者の争いの余地のない行為は、海軍刑法に徴すれば、軍事犯罪の中でも最も重大な犯罪に該当するものである。けれど、他にもある。この事件に含まれる善と悪に関する問題の本質は、それが明確であればあるほど、一人の（任務や法規に）忠実な海軍指揮官の責任では手に負えないものであった。なぜと云うに、彼にはその素朴な根拠でこの問題を決定する権限は与えられていなかったからである。¹⁴²

作者メルヴィルが言及しているのは、法的な観点とこの事態に潜んでいる善悪の本質的問題の存在である。『ビリー・バッド』は両者が矛盾衝突していることに問題提起があると思われる¹⁴³。法とは、理性と正義に基づいたものであり、社会に生きて行く者が行動して、一生を送っていく上で遵守しなければならない規範（ルール）・掟に他ならないと考えられてきた。しかし、『ビリー・バッド』は法が必ずしもそうではないことを示唆する。人間が社会に生きて行くという類の本質を否定しないならば、善かれ悪しかれ、人びとは法に従って生きてゆく運命である。しかし、遵守すべき法や法規範は必ずしも神の手の中にあるような真理に基づいたものではない¹⁴⁴。法や掟は人びとが作ったものであり、せいぜいのところ実際的に見て「真実であろう」とされているものに過ぎないのである。法を適用することがかえって不正義を生み出すことがあるのではないか。

裁く者が直面するジレンマ状況はこの作品にとどまらず、たえず存在する。ヴィア艦長やショウ判事のように、裁判官自ら正しいと信じてい

¹⁴² Melville, *supra* note 115, at 103. “Bellipotent” は坂下・訳、前注104では軍神号。

¹⁴³ Delbanco, *supra* note 107, at 311-312. ポズナー、前注9、278頁。

¹⁴⁴ Delbanco, *Ibid.*

ない法規や法律を適用することを職務上求められている。また、シェイクスピア『尺には尺を』のアンジェーロが、「法が扱うのは公然と法に触れたものだけだ、盗賊を断罪するものが盗賊であろうと、法律は関知しないのだ」ともいえる。今日では法律面で取り上げられることはほとんどないが¹⁴⁵、戦後、食糧管理法違反に基づく経済事犯（いわゆる闇米取締）などを担当していた山口良忠裁判官が、裁く立場にある自己自らが闇米を食していたのでは裁けないとして、配給米のみを食することにしたために餓死する事件が起きたが¹⁴⁶、判事餓死事件として広く知られた¹⁴⁷。

山口判事は裁判官として日々食管法違反という法規（コード）の適用に従事していた。他方、そのことによって、闇米を食しては裁判官として一般の人びとを裁きうるのかという正義ないしは善悪のコードに抵触する契機が生じた。判事は、統制令のコード（法規）と正義・善悪のコードの二つに直面したのである。しかも、これら二つのコードは矛盾しているのである。この場合に、人はより本質的で基本的な問題の方へと思考を向けがちであるとすれば、正義や善悪の問題であるコードの方で自分を裁こうとしたのではなかったか。法をもって裁くのは、「最高の裁判官である神」（『尺には尺を』のイザベラの言）ではなくて、人間である裁判官に他ならない。この点が『ピリー・バッド』が提示する問題とも関連しており、法規と正義・モラルなどの矛盾は社会が複雑で多様になればなるほど起こりうる。なお、本作品には、悪法論に見られるように、自然法と人間が作った法つまり法実証主義との対立が伏線としてあらとも見うる。しかし、ヴィア艦長は法実証主義者として保守的に見え

¹⁴⁵ 山口判事を廉直さと正義とが結びついた場合と評価するのは、団藤重光・法学入門196頁（1973、現代法学全集1、筑摩書房）。なお、団藤は著書『法学入門』（初版）を霊前に献呈した。同『法学の基礎』（有斐閣、1996）228頁（注9）。

¹⁴⁶ 朝日新聞1947年11月4日付「食糧不足が生んだ英雄」。この事件には闇米取締法規の悪法に殉じたなどの批判的なものから自分の信念を通したという同情的なものまで多様で大きな反響があった。なお闇米を拒否して餓死したのは同判事のみではない

¹⁴⁷ 事件の真相や反響につき、山形道文『われ判事の職にあり』（1982、文藝春秋）。

るが、人権を無視しているわけではない¹⁴⁸。

以上に加えて、『ビリー・バッド』の検討から得られる法への示唆は、第一に、法とは規範による社会の統治の技術であることの再確認であろう¹⁴⁹。ここでは法の正義とは秩序の維持であり、社会の統治である。その中においてこそ人々の自由や幸福がある。周知のように、法の権力的性質なかでも裁判所による公式の解釈には政治的な力がその背後に存在している。人々は法が要求するものを受け入れ、これに従わなければならない。

第二に、社会の統治のために法を用いるときに、裁判官など判断者の価値判断や政治的判断や思惑が働くこともあるという点である。ヴィア艦長は、まず法の形式的な適用という立場を取ることによって裁量の余地を大きくすることができた。つぎに、そうして自らが信じる艦隊の安寧・秩序維持という物語によって三人の裁判官たちを説得することになる。本作品では、法の本質である社会秩序（艦内や艦隊の安全）という政策判断が優先され、正義と法とが分離する場面が描かれている。そこに、人が法や掟に従うのは、それらが正義に叶っているからではなくて、それが権威や権力を持つからであることが明らかにされている。しかも、処罰という法が持つ物理的制裁もそれを促すが、もう少し目に見えないものが働いているのである。ヴィア艦長が、ビリーを処刑にすべしという立場をとったのはその出身階層と艦長としての立場から、国家たる女王への忠誠などのイデオロギーが彼の周りにあったからである。ついで、ヴィア艦長は、彼の方針に沿うように部下である士官たち―裁判官を兼ねるが―を説得しようとした。海軍軍人としての訓練・経験、女王への忠誠、士官としての責務などへ訴えることで、それらが持つイデオロギーに呼びかけて従うように説得した。艦長という上官の命令や意向に従わなければ、軍法規や何らかの処罰が加えられるという恐怖からというよりも、彼らが見えない権威に服従するようにいわば教育され、調教されているからである。

¹⁴⁸ B. Thomas, *Billy Budd and the Untold Story of the Law*, 1 *Cardozo Stud. L. & Lit.* 49, 58-59 (1989).

¹⁴⁹ Posner, *supra* note 50, at 163.

残る問題は、なぜビリーが即席裁判の判決に従順とも思える態度で従ったかという点である。彼にも船乗りとしての訓練や水兵としての経験、また艦長への個人的な思い、それにいずれにせよ上官を殴ったことへの反省などがあったからであろうか。ヴィア艦長が同情を寄せていたビリーを、功利主義的な立場から死刑にしなければならなかったことは現実の世界では説明はつくかもしれないが、その内心では自分の選択は正当化できるかと感じていたのであろう。このために自分の死に臨んでビリーの名を呼び続けたのは赦しを得るためではなかったか。いずれにせよビリーが従容として処刑される様は読者に不可解な印象を与える。そこに作者の狙いがあったといえようか。

第三に、法が規範遵守や統治のための形式的な機械となっては意味がない。カフカの世界のように、秩序維持が目的と化し、形式的で非人間的なシステムとなるからである。社会秩序という正義をもたらずはすの法がかえって人々に過酷な生を強いることになりかねない。

多くの人たちや法律実務家に、法が理性的で正義や秩序の安定を実現し、各人に自由をもたらすという現実を真理で不変のものと信じさせているものが存在する。また、その恩恵に浴するためには市民としての義務を果たさなければならないし、またそれが自然であると見せかけているところに現代社会のイデオロギーが存在しているといえる¹⁵⁰。他者の行為の判断者である裁判官自身もこのような自己や社会的に作られたイメージに呪縛されており、それに自己を従属させて自己のアイデンティティを確立するものといえる。国が彼らに求める裁判という仕事について誇りを持ち、それに何らの疑いも抱かず自分の能力を捧げ、ときに献身的にまた良心的に社会的実践を行なっている¹⁵¹。彼（女）らはあたかも断罪者・厳父のようであり、またたんなる条文の意味の解釈者ではなくして、特定の言説の管理人として存在しているのである。しかし、そのような法の実践である解釈・適用において、現在の法のあり方や解釈実践がすべてであり、固定的に捉えてよいことにはならない。また、メルヴィルの虹の喩えのように、基本的な違いは分かるものの実際には

¹⁵⁰ T. イーグルトン・新版文学とは何か210頁（大橋洋一訳、1997、岩波書店）

¹⁵¹ アルチュセール、前注92、下巻60頁以下、206－207頁。

線を引きにくいものにも法は判断を下さねばならない場合がある。それは人が作った掟であるが故に適用もまた難しいと改めて言わねばならない。

おわりに

ここで取り上げた3つの作品においては、法が抱える不正義が明らかにされたといえよう。カフカの『審判』では、主人公は法や裁判といったものに届くことはできなかった。カミュの『異邦人』では、現実との不条理は社会や法によって制裁を受けなければならなかった。メルヴィルの『ピリー・バッド』は、法がどの位相において作用するものであるかを問うている。いずれの作品も、結局法とは何か、どのようにあるべきかを問うているのである。

文学上のフィクションが、かえって法の現実を浮かび上がらせているといえる。法と文学による分析が法や法制度の多用な面を明らかにしうる。とくに法解釈や裁判所ができることへの期待や自負はわが国では強いが、従来の方法では多様な視点が制約されがちであるし、現存する法や法制度を前提とした思考に囚われやすい。

法や法制度は、私たちの文化の一部でもある。法そして法解釈も社会的文脈・コンテクストに依存している。現実という社会的文脈を離れては法は成り立たない。文学は私たちの生活や文化を形成するものであり、時代にそぐわない判例や条文を改めたり、修正したり、あるいは新しく再構築するための基本となる想像力を作り出すのである。そして、それがつぎの時代には新たな法律となるかもしれないのである¹⁵²。

法と文学は、現実を把握するための外的視点をもたらし、法の内部からでは十分に把握できない矛盾や課題を指摘するのである。また、法と文学は、法理論の一つとして、これまで法学や法制度において前提とされてきたもののまた固定されて現代にはそぐわなくなった考え方や真実(理)とされてきたものを疑い、人間や人間性への洞察に資するものといえよう。

¹⁵² Aristodemou, *supra* note 86, at 11.